

とちぎ行革プラン

〔栃木県行財政改革大綱（第5期）〕

平成23年2月

栃 木 県

「とちぎ行革プラン」の策定に当たって

少子高齢化の進行と人口減少の本格化、さらには、経済情勢の急激な変動や地方分権改革をめぐる動きなど、県政を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。

特に、地方分権の一層の進展は、国と地方、県と市町村、官と民の役割分担など地方行政のあり方に変化を及ぼすだけでなく、自治体の自由度が高まり、自主的・主体的な行財政運営が可能となることから、厳しい財政状況のもとで県民満足度の高い県政を行うためには、地方分権時代にふさわしい行財政基盤をいかに確立するかが、今後の大きな課題となっています。

こうしたことから、本県の行財政運営の姿勢、仕組みを含めた行財政基盤全般を分権時代にふさわしいものとするため、このたび、平成23年度を初年度とする「とちぎ行革プラン」（栃木県行財政改革大綱（第5期））を策定しました。

このプランでは、「地方分権時代に対応した県政の確立に向けて」をテーマとし、これを実現するため、「《協働》県民とともに地域を創る行政の推進」、「《透明》県民に開かれた行政の推進」、「《自律》自律的な財政基盤の確立」、「《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立」の4つの目標のもとに、実施スケジュールを設定しながら、具体的な取組を掲げました。

また、行財政改革の成果を上げていくためには、全職員が共通認識を持ち、改革の気運に満ちた職場の中で取り組んでいくことが必要であることから、「職員の意識改革と活力ある職場づくり」についても、具体的に取り組んでいくこととしました。

今後、私自らが職員の先頭に立ち、全庁を挙げて行財政改革に取り組むとともに、その取組や成果について、わかりやすい公表に努めて参りますので、県民の皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げます。

平成23年2月

栃木県知事 福田 富一

目 次

第1 行財政改革の必要性

1	これまでの取組の成果と課題	1
2	県政を取り巻く環境	2
(1)	社会経済情勢の変化	2
(2)	価値観の多様化と社会貢献意識の高まり	2
(3)	危機的な財政状況	2
(4)	地方分権時代の到来	2
3	新たな行財政改革大綱の策定	3
(1)	策定の意義	3
(2)	内容	3
(3)	推進期間	3

第2 行財政改革の基本的考え方

1	行財政改革の目標	4
2	行財政改革の取組方向	4
(1)	《協働》県民とともに地域を創る行政の推進	4
(2)	《透明》県民に開かれた行政の推進	4
(3)	《自律》自律的な財政基盤の確立	5
(4)	《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立	5
3	行財政改革の取組の視点	5
(1)	県民の目線からの改革	5
(2)	コスト意識の徹底	6
(3)	スピード重視	6
(4)	成果重視	6
(5)	透明性の確保と説明責任の徹底	6
4	職員の意識改革と職場づくりの推進	6
5	行財政改革大綱の推進の方法	6
(1)	適切な推進管理	6
(2)	推進体制	6
(3)	推進状況の公表	6

第3 行財政改革の具体的取組

目標 《協働》県民とともに地域を創る行政の推進

1	市町村との連携の強化と権限の移譲	8
(1)	市町村との協働による「とちぎのかたち」づくり	8
(2)	市町村への権限移譲	9
(3)	連携協力の強化	9

2	民間活力の活用	11
(1)	アウトソーシングの推進	11
(2)	指定管理者制度を活用した管理運営	11
(3)	民間活力を活用した施設整備等	13
3	多様な主体との協働による県政運営	14
(1)	新たな協働関係の構築	14
4	県有施設のあり方の見直し	15
(1)	県有施設のあり方の見直し	15
5	県出資法人等の見直し	17
(1)	基本方針に基づく見直し	17
(2)	職員派遣の見直し	17
(3)	情報公開の推進	18

目標	《透明》県民に開かれた行政の推進
----	------------------

1	適切な政策評価と説明責任の徹底	20
(1)	効果的な行政評価制度の実施	20
(2)	公共事業の評価の実施・公表	20
(3)	説明責任の徹底	21
2	積極的な県政情報の発信と県民参加の推進	22
(1)	県政情報の積極的発信	22
(2)	県民参加の推進	23
3	透明性の向上と信頼の確保	24
(1)	公正の確保と透明性の向上	24
4	県政へのアプローチの改善	26
(1)	規制改革の推進	26
(2)	ICTの活用等による手続の改善	26
5	県民サービスの向上	28
(1)	県民満足度の向上	28
(2)	公の施設のサービスの向上	28

目標	《自律》自律的な財政基盤の確立
----	-----------------

1	「とちぎ未来開拓プログラム」に基づく健全化への取組	32
(1)	収支の均衡した予算編成	32
(2)	中期財政収支見込みに基づく財政運営	32
(3)	県債残高の抑制	33
(4)	財政状況の公表	34
2	行政コストの削減	34
(1)	事務事業の見直し	34
(2)	補助金・負担金等の見直し	35
(3)	公共事業の効率化とコスト縮減	36
(4)	県有財産の総合的な利活用の推進	37

3	歳入の確保	37
(1)	税収入の確保	37
(2)	自主財源の充実策等の推進	39
(3)	県有財産の処分等の推進	40
(4)	使用料・手数料の見直しと受益者負担の適正化	40
(5)	未収債権対策の推進	41
4	公営企業の自立経営に向けた取組の推進	42
(1)	企業局事業の効率的な経営	42
(2)	病院事業経営の健全化	43

目標	《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立
----	----------------------

1	効果的で効率的な組織の整備	46
(1)	本庁組織の見直し	46
(2)	出先機関の見直し	46
2	適正な定員管理	47
(1)	職員の適正な定員管理	47
(2)	非常勤嘱託員・臨時補助員等の効果的な配置	48
3	意欲に満ちた人材育成の推進等	49
(1)	意欲に満ちた人材の育成と人事評価システムの本格導入	49
(2)	定年の段階的延長への対応	50
4	給与制度等の見直し	51
(1)	給与の更なる適正化	51
(2)	旅費制度の見直し	52
(3)	福利厚生事業の見直し	52
5	事務処理の効率化、事務改善の推進	53
(1)	総務事務の効率化	53
(2)	事務処理の改善・効率化	53
(3)	環境マネジメントの推進	55
6	職員の意識改革と活力ある職場づくり	56
(1)	職員の気づきと実践による職場づくり	56
(2)	コミュニケーションの充実による職場づくり	57
	取組事項所管課一覧	59

〔資料編〕

(1)	とちぎ行革プラン策定経過	65
(2)	栃木県行政改革推進要綱	69
(3)	栃木県行政改革推進管理要領	72
(4)	行政改革大綱に基づく取組状況	73

とちぎ行革プラン ~ 栃木県行財政改革大綱 (第5期) ~ の構成

第1 行財政改革の必要性

これまでの取組みの成果と課題

- (1) 栃木県行政改革大綱 第1期 (H6~ 9)
- (2) 栃木県行政改革大綱 第2期 (H10~ 12)
- (3) 栃木県新行政改革大綱 (H13~ 17)
- (4) 栃木県行財政改革大綱 (H18~ 22)

県政を取り巻く環境

- (1) 社会経済情勢の変化
- (2) 価値観の多様化と社会貢献意識の高まり
- (3) 危機的な財政状況
- (4) 地方分権時代の到来

新たな 行財政改革 大綱の策定

推進期間： H23~ 27(5力年間)

内容： 行財政改革の基本的考え方と具体的取組
・とちぎ未来開拓プログラムを踏まえた目標設定
・期間前半において、重点的な取組と後半の取組等の検討

第2 行財政改革の基本的考え方

地方分権時代到来の県政への影響

厳しい財政状況

地方分権時代にふさわしい行財政基盤が必要

目標

テーマ】 地方分権時代に対応した県政の確立に向けて 4つの目標を設定

取組の方向
(4つの目標)

協働】
県民とともに地域を創る
行政の推進

透明】
県民に開かれた
行政の推進

自律】
自律的な
財政基盤の確立

原動力】
スリムで活力ある
執行体制の確立

取組の視点
業務上の
指針

(1) 県民の目線からの改革

(2) コスト意識の徹底

(3) スピード重視

(4) 成果重視

(5) 透明性の確保と
説明責任の徹底

第3 行財政改革の具体的取組

協働】 県民とともに地域を創る行政の推進

多様な主体が協働して地域を創る行政を推進するための取組

- ・市町村との連携の強化と権限の移譲
- ・民間活力の活用
- ・多様な主体との協働による県政運営
- ・県有施設のあり方の見直し
- ・県出資法人等の見直し

透明】 県民に開かれた行政の推進

県民に開かれ、信頼される行政を推進するための取組

- ・適切な政策評価と説明責任の徹底
- ・積極的な県政情報の発信と県民参加の推進
- ・透明性の向上と信頼の確保
- ・県政へのアプローチの改善
- ・県民サービスの向上

自律】 自律的な財政基盤の確立

県民満足度の高い県政の実現を図るための、自律的な財政基盤の確立に向けた取組

- ・「とちぎ未来開拓プログラム」に基づく健全化への取組
- 行政コストの削減
- 歳入の確保
- ・公営企業の自立経営に向けた取組の推進

原動力】 スリムで活力ある執行体制の確立

諸課題に的確に対応できるスリムで活力ある執行体制の確立に向けた取組

- ・効果的で効率的な組織の整備
- ・適正な定員管理
- ・意欲に満ちた人材育成の推進等
- ・給与制度等の見直し
- ・事務処理の効率化、事務改善の推進
- ・職員の意識改革と活力ある職場づくり

第1 行財政改革の必要性

1 これまでの取組の成果と課題

栃木県では、数次にわたる行政改革大綱のもと行政改革に取り組み、平成17年度には、「栃木県行財政改革大綱」(以下「前大綱」といいます。)(推進期間：平成18～22年度)を策定し、知事を本部長とする「栃木県行政改革推進本部」のもと全庁を挙げて、行財政改革を推進してきました。

これまでの行政改革大綱の経緯

- ・ 栃木県行政改革大綱(第1期)(平成6～9年度)
- ・ 栃木県行政改革大綱(第2期)(平成10～12年度)
- ・ 栃木県新行政改革大綱(平成13～17年度、平成14年3月改訂)
- ・ 栃木県行財政改革大綱(平成18～22年度)

平成6年度からの取組では、約3,800件に上る事務事業や補助金を見直すなど、効果的な業務の推進に努める一方、本庁組織の再編や出先機関の統廃合など、組織の効率化を図るとともに、一般行政部門で945人(平成6年4月～平成22年4月：平成6年比で約17%)の職員数の削減を行うなど、適正な定員管理に努めてきました。

また、こうした事務事業や執行体制の効率化に取り組む一方、とちぎ政策マネジメントシステムを始めとした行政評価制度や、パブリックコメント制度の導入など、開かれた県政の推進に努めるとともに、市町村や出先機関への権限移譲を進め、県民サービスの向上を図ってきました。

こうした中、平成18年度からの前大綱の期間中には、「県民中心の開かれた行政の推進」、「協働の推進と県の役割の重点化」、「簡素で効率的な執行体制の確立」、「持続可能な財政基盤の確立」の4つの目標を掲げて、様々な取組を行い、一定の成果を上げてきました。

しかし、県税滞納額の縮減や公の施設の市町村移管のように、前大綱策定後の情勢の変化や相手方との協議が進展しないことなどにより、目標が達成されない取組もあるほか、県民へのわかりやすい県政情報の発信のように、取組の質を向上させる必要があるものもあります。

一方、順調に推移している取組についても、継続して推進することによって、その効果が得られるものが多くあります。

このため、前大綱の成果や目標達成が困難な項目等の課題を踏まえるとともに、本県を取り巻く環境の変化などに留意しながら、適切な目標や取組内容を設定し、効率的で効果的な行財政改革を推進していく必要があります。

2 県政を取り巻く環境

(1) 社会経済情勢の変化

少子高齢化が進み人口減少社会が現実のものとなったことや、世界同時不況に端を発する県内経済の低迷など、本県を取り巻く社会経済情勢は大きく変化し、多様化する県民ニーズや行政課題に的確かつ柔軟に対応できる県政の推進が求められています。

(2) 価値観の多様化と社会貢献意識の高まり

社会の成熟化に伴い、人々が「心の豊かさ」を求めるようになっていくとともに、「社会のために役立ちたいと思っている」人の割合が増えていることから、真に「心の豊かさ」を共有できる社会づくりを進めていくため、多様な主体の連携・協働による社会貢献の行動を促進することが必要とされています。

(3) 危機的な財政状況

本県の財政は、県債の償還が高水準にあることや、高齢化の進展による医療福祉関係経費の増加、国の三位一体の改革による地方交付税等の大幅な削減や、急激な県内景気の悪化に伴う県税収入の落ち込み等により、極めて厳しい状況にありました。

このため、早急に財政健全化に向けた対策を講じなければ、「財政再生団体」に転落する恐れがあることから、持続可能な財政基盤の確立に向け、県議会、市町村はもとより、多くの県民・関係団体からの御意見・御提言等を踏まえながら、平成21年10月に「とちぎ未来開拓プログラム」を策定したところです。

引き続き、このプログラムを着実に実行し、本県の財政健全化に取り組む必要があります。

(4) 地方分権時代の到来

著しい社会経済情勢の変化に伴い、様々な行政分野において、地域の実情に応じた住民中心の対応が求められています。

平成12年の「地方分権一括法」の施行以降行われた地方自治の一層の充実に向けた改革が道半ばとなっている中、更なる地方分権改革の推進に向けて、積み残しとなっている地方税財政構造や義務付け・枠付けの見直し等が進められ、さらに平成22年6月には、政府において「地域主権戦略大綱」が閣議決定され、改革の諸課題に関する取組方針が示されました。

今後、地方分権改革が一層進展することによって、自治体の自由度は高まり、自主的・主体的な行財政運営が可能となりますが、一方で、著しい社会経済情勢の変化等によって多様化する県民ニーズや行政課題に対し、県民益の最大化を図る県政を、厳しい財政状況という条件のもとで、自己責任・自己決定により推進していくことが求められています。

3 新たな行財政改革大綱の策定

(1) 策定の意義

県を取り巻くこうした環境の中にあって、県民満足度の高い県政を実現していくためには、時代の潮流を捉え、将来をしっかりと見据えた県政運営を行っていくことが極めて重要であり、その土台である行財政基盤を強固なものとする取組を推進していく必要があります。

現在、本県では、「とちぎ未来開拓プログラム」に基づき、県民ニーズへの的確な対応を進めながら、自律的な財政基盤の確立に取り組んでいます。

今後は、プログラムの考え方を踏まえながら、さらに行財政基盤全般を強固にする取組を、全庁を挙げて推進していくことが必要となっています。

こうした中、前大綱の推進期間が平成 22 年度末をもって終了することから、これまでの行財政改革の成果と課題を踏まえながら、より一層の行財政改革に取り組むべく、新たな行財政改革大綱を策定することとしました。

(2) 内容

この大綱は、今後 5 年間に、県が取り組むべき行財政改革の基本的考え方と改革の具体的な取組内容を明らかにすることで、本県の将来像と、その実現に向けた県政の基本指針を示した栃木県重点戦略「新とちぎ元気プラン」に掲げられた戦略等を効率的・効果的に展開していくための土台づくりの考え方や取組を示すものです。

(3) 推進期間

平成 23 年度から平成 27 年度までの 5 か年間とします。

「とちぎ未来開拓プログラム」が、平成 25 年度から収支の均衡した予算編成を目指していることから、各取組については、プログラムを踏まえた目標設定を行い、できる限り推進期間前半の 2 年間に重点的に取り組むものとします。また、後半の取組内容や方向性、スケジュール等についても、推進期間前半で見直しや更なる取組の検討を行います。

第2 行財政改革の基本的考え方

1 行財政改革の目標

地方分権時代の到来は、国と地方、県と市町村、官と民の役割分担など地方行政のあり方に変化を及ぼすだけでなく、自治体の自由度が高まり、自主的・主体的な行財政運営が可能となることから、県民満足度の高い県政を、厳しい財政状況という条件のもとで、自己責任・自己決定により推進することが求められます。

こうしたことから、本県の行財政運営の姿勢、仕組みを含めた行財政基盤全般を地方分権時代にふさわしいものとしていくことが、極めて重要であることから、本県の行財政改革のテーマを次のとおりとします。

地方分権時代に対応した県政の確立に向けて

以下、この行財政改革のテーマを実現するための、4つの目標を示し、目標ごとの取組の方向性を記載します。

- ◆ 《協働》 県民とともに地域を創る行政の推進
- ◆ 《透明》 県民に開かれた行政の推進
- ◆ 《自律》 自律的な財政基盤の確立
- ◆ 《原動力》 スリムで活力ある執行体制の確立

2 行財政改革の取組方向

(1) 《協働》 県民とともに地域を創る行政の推進

地方分権時代にあっては、地域の諸課題について、県民を始め、県、市町村、関係団体など地域のあらゆる主体が協力して、解決に向け取り組んでいくことが求められており、県の行政を進める上でも、まず「地域をともに創る」という基本姿勢を確立する必要があります。

こうしたことから、県民満足度の高い行政サービスを提供していくため、国との政策協議・調整、提言等を行いながら、住民に身近な市町村に権限を移譲し、支援や連携を強化することで、地方行政の体制づくりを進めるとともに、アウトソーシングを始めとする民間活力の活用や、多様な主体が適切な役割分担のもとで協働する取組等を推進します。

また、県の役割の重点化を図るため、県有施設や県出資法人等について、あり方等の見直しを行います。

(2) 《透明》 県民に開かれた行政の推進

多様な主体の県政への参加を促し、地域をともに創る行政を行っていくためには、その前提として、県民に開かれ、かつ信頼を得られる行政であることが必要となります。

こうしたことから、適切な政策評価や説明責任の徹底、積極的な県政情報の発信等に取り組むほか、県民意見の県政への更なる反映の手法について検討を行うなど、県政への県民の参加を促進します。

また、県政についての透明性を向上させることで、県民の信頼を確保するとともに、手続の改善・簡素化等を図り、県民の利便性、サービスの向上に努めます。

(3) 《自律》自律的な財政基盤の確立

県民満足度の高い県政の実現に向けて、様々な課題等に的確に対応した施策を展開するため、県政運営の土台の一つである自律的な財政基盤の確立が必要となります。

こうしたことから、「とちぎ未来開拓プログラム」を着実に実行するとともに、県債残高の抑制に取り組みます。

また、プログラムの推進期間終了後も、行政コストの削減や歳入の確保、公営企業の自立経営に向けた取組を推進していきます。

(4) 《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立

「新とちぎ元気プラン」では、目指すべき将来像の実現に向けて進んでいく原動力は「人」であり、「人づくり」を政策の基本としています。それと同様に、行財政運営の原動力は、「組織」とこれを運営する「職員」であることから、分権時代にふさわしい執行体制の確立と職員の育成・能力向上等を図ることが必要となっています。

こうしたことから、多様な行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする効果的で効率的な組織体制の整備や適正な定員管理を実施するとともに、県民との協働や独自性・主体性のある施策の形成・展開ができる、高い意欲と課題解決能力を有する職員の育成に努めます。

また、事務処理の効率化や事務改善を推進するとともに、職員の意識改革と活力ある職場づくりに取り組みます。

3 行財政改革の取組の視点

これまでの大綱では、全職員が共通認識のもとで行財政改革に取り組むため、常に留意すべき事項として5つの視点を「業務上の指針」として掲げ、職員研修を実施するなど、その徹底を図ってきましたが、この大綱においても、この5つの視点を継承し、引き続き徹底を図っていきます。

(1) 県民の目線からの改革

行政を県民に対するサービス産業ととらえ、県民にとって満足度の高いサービスを提供できるよう、従来の発想や組織の枠組みにとらわれることなく、県民の目線

に立って改革に取り組みます。

(2) コスト意識の徹底

限りある行政資源を有効活用する観点から、人件費を含めたコスト意識の徹底を図り、改革に取り組みます。

(3) スピード重視

社会経済情勢の変化や新たな政策課題に的確に対応し、早急に成果を上げる必要があることから、スピードを重視して改革に取り組みます。

(4) 成果重視

改革の明確な目標を設定し、毎年、その進捗状況と課題等を点検し、必要に応じて実施内容や推進方法等を見直ししながら、成果を重視して改革に取り組みます。

(5) 透明性の確保と説明責任の徹底

行財政改革の推進状況及び成果について、県民に分かりやすい形で公表し、透明性の確保と説明責任の徹底を図ることによって、県民の理解と協力を得ながら改革に取り組みます。

4 職員の意識改革と職場づくりの推進

行財政の運営や改革を進める原動力は「職員」であり、行財政改革の必要性和重要性について共通の認識のもと、個々の「職員の気づき」により改革を進めていくことが必要であり、そのための職員の意識改革とコミュニケーションの充実による活力ある職場づくりに取り組んでいきます。

5 行財政改革大綱の推進の方法

(1) 適切な推進管理

この大綱の第3に掲げる取組ごとに、できる限り、実施目標・数値目標を定め、毎年度、その進捗状況を把握しながら、着実に推進していくとともに、必要に応じて取組の追加や見直しを行います。

(2) 推進体制

庁内体制

知事を本部長とする「栃木県行政改革推進本部」のもと、取組の進捗管理や連携を図ることで、全庁を挙げた行財政改革を推進します。

助言機関

学識経験者等からなる「栃木県行政改革推進委員会」を設置し、幅広い観点からの助言を得ながら、この大綱に基づく行財政改革を推進していきます。

(3) 推進状況の公表

この大綱に基づく行財政改革の推進状況及び成果について、県民にわかりやすい形で公表します。

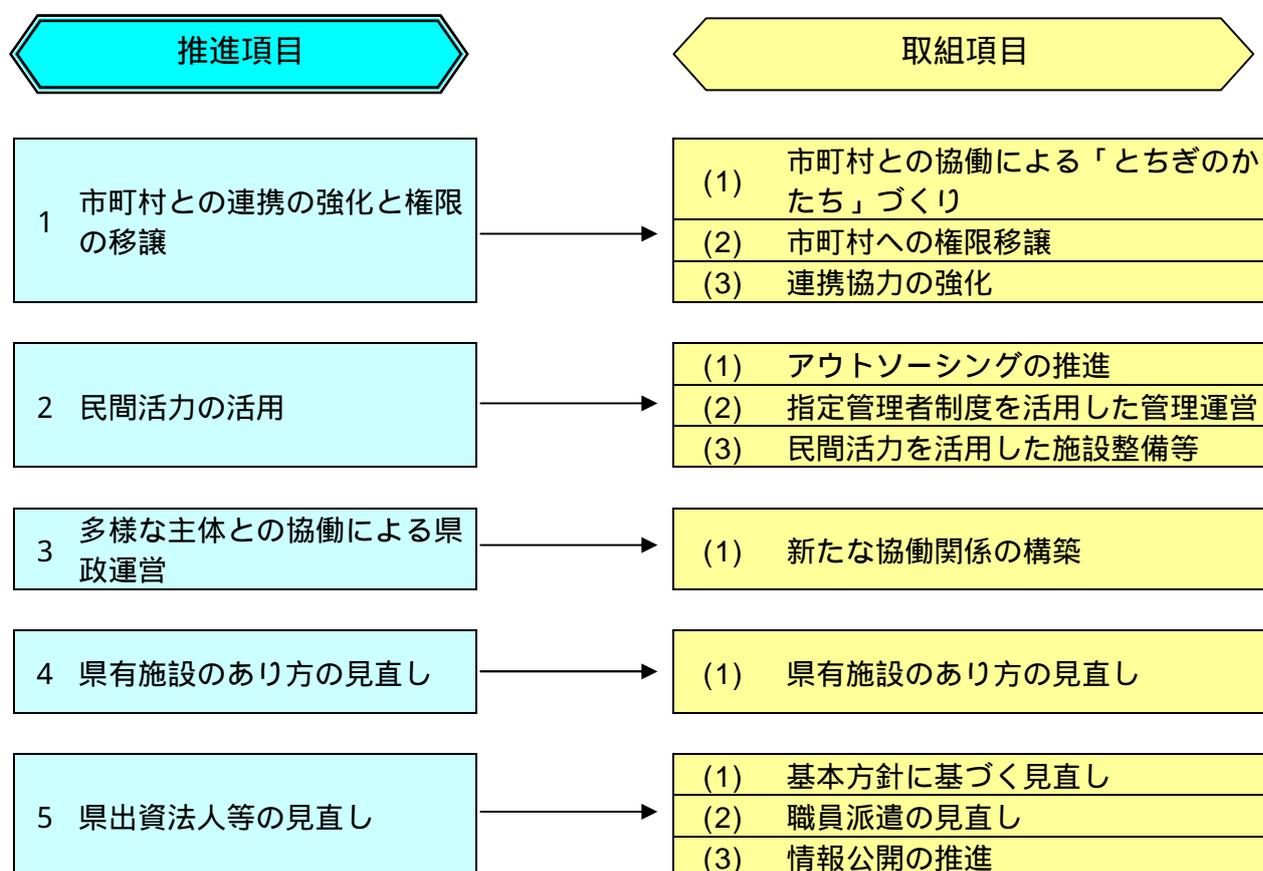
第3 行財政改革の具体的取組

目標 《協働》 県民とともに地域を創る行政の推進

地方分権時代にあっては、地域の諸課題について、県民を始め、県、市町村、関係団体など地域のあらゆる主体が協力して、解決に向け取り組んでいくことが求められており、県の行政を進める上でも、まず「地域をともに創る」という基本姿勢を確立する必要があります。

こうしたことから、県民満足度の高い行政サービスを提供していくため、国との政策協議・調整、提言等を行いながら、住民に身近な市町村に権限を移譲し、支援や連携を強化することで、地方行政の体制づくりを進めるとともに、アウトソーシングを始めとする民間活力の活用や、多様な主体が適切な役割分担のもとで協働する取組等を推進します。

また、県の役割の重点化を図るため、県有施設や県出資法人等について、あり方等の見直しを行います。



推進項目

1 市町村との連携の強化と権限の移譲

取組項目

(1) 市町村との協働による「とちぎのかたち」づくり

分権時代にふさわしい栃木県としての「地方（とちぎ）のかたち」づくりに、市町村と連携・協働して取り組みます。

国と地方の協議の場や全国知事会等を通して、地方分権の理念に沿った「国のかたち」を踏まえた、あるべき「地方（とちぎ）のかたち」の観点から市町村の意向も踏まえながら、国との政策協議・調整、提言等を行っていきます。

また、市町村の行財政基盤確立のため、自主的な市町村合併や事務の共同処理などの広域連携等の取組を行う市町村に対し、合併が円滑に進むための支援や、広域連携等に関する各種制度とその活用策についての情報提供・助言等を行います。

さらに、市町村における行財政運営の適正化及び効率化のため、総合的助言制度等により、適切な助言等を行います。

取組内容

分権時代にふさわしい国との政策協議・調整、提言等の実施 1

- 国と地方の協議の場や全国知事会等を通じた、国との政策協議等の実施

市町村の行財政基盤確立への支援 2

- 市町村の行う行財政基盤確立の取組に対する、情報提供・助言等の支援

実施スケジュール

取組内容		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1	分権時代にふさわしい国との政策協議・調整、提言等の実施	実施				▶
2	市町村の行財政基盤確立への支援	実施				▶

取組項目

(2) 市町村への権限移譲

住民により身近な市町村が、地域における行政の主役となるよう、権限移譲を推進します。

国が進める地方分権改革に基づき実施される、法令による権限移譲を円滑かつ着実に実施するため、対象となる市町村に対して必要な支援策を講じます。

また、住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域における行政の中心的役割を一層担えるよう、現在の「栃木県権限移譲基本方針」を改定し、法令による権限移譲に加え、各市町村の意向・実情等も十分踏まえながら、県の権限の市町村への移譲を積極的に推進します。

取組内容

円滑かつ一層の権限移譲の推進 3

- ▶ 法令による権限移譲に係る市町村支援と特例条例による権限移譲の推進
 - ・ 「栃木県権限移譲基本方針」の改定（平成 23 年度）

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
3	円滑かつ一層の権限移譲の推進	基本方針改定	実施			

取組項目

(3) 連携協力の強化

様々な課題の解決を図るために、県と市町村の連携協力を強化します。

知事と市町村長による政策協議の場の活用などにより、県と市町村の確かな連携・協力関係を構築します。

県と市町村のパートナーシップの構築や県・市町村行政全般にわたる課題の解決と対応能力の向上を図るため、県・市町村間の人事交流を推進します。

市町村と連携して税収入を確保するため、市町村における自立した徴収体制の確立に向けた取組に対し、支援を行います。

具体的には、栃木県地方税滞納整理推進機構の機能強化による全県的な滞納整理の進行管理を徹底するとともに、地方税徴収特別対策室による市町村徴収職員の人材育成を行います。また、地方税徴収特別対策室設置期間終了後における市町村との連携・協力を踏まえた支援について検討します。

取組内容

県と市町村の政策協議の場の活用 4

- 市町村長会議等の開催による知事と市町村長の政策協議の場の活用

県と市町村との人事交流の推進 5

- 市町村のニーズに対応した県・市町村間の人事交流の推進

税収確保のための連携協力の実施 6

- 市町村における自立した徴収体制の確立に向けた取組に対する支援
 - ・ 地方税徴収特別対策室による市町村徴収職員の人材育成（～平成 24 年度）
 - ・ 栃木県地方税滞納整理推進機構の機能強化
 - ・ 税務研修、税務事務コンサルティングの実施

栃木県地方税滞納整理推進機構

県と市町村が緊密に連携して、地方税の滞納整理を推進するため、県内全体の滞納整理についての方針や計画などを協議・策定し、その進行管理などを行う組織で、平成 19 年度に設置した。

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
4	県と市町村の政策協議の場の活用	実施				→
5	県と市町村との人事交流の推進	実施				→
6	税収確保のための連携協力の実施	重点的に実施		継続実施		→

推進項目

2 民間活力の活用

取組項目

(1) アウトソーシングの推進

県民サービスの向上、トータルコストの削減等の視点から、県の事務事業についてのアウトソーシングを推進します。

民間ノウハウの活用による県民サービスの向上、トータルコストの削減等の視点から県の事務事業を点検し、アウトソーシングを推進します。

なお、民間事業者等からの企画提案を求め、実施することが適当と判断された業務については、提案公募型アウトソーシングの導入を検討します。

取組内容

アウトソーシングの推進 7

- 事務事業の点検によるアウトソーシングの推進と提案公募型アウトソーシングの導入検討

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
7	アウトソーシングの推進					→
		実施				

取組項目

(2) 指定管理者制度を活用した管理運営

公の施設について、県民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度を活用します。

公の施設について、県民サービスの向上と効率的な管理運営を図るため、指定管理者制度の活用を進め、公募の際には、優れた経営ノウハウを有する民間企業の応募が促進されるよう、運用の見直しを検討します。

また、適正な施設運営等がなされるよう適切なモニタリングを実施し、指定管理者による施設の管理運営状況について、利用者の意見・苦情・その対応状況、指定管理者による自己評価、県の所管課による評価等を、ホームページ等で公表します。

取組内容

指定管理者制度の運用 8

- 公の施設における指定管理者制度の活用、運用見直し等
 - ・ 直営施設への指定管理者制度導入の検討
 - ・ 指定管理者制度の運用見直し検討

指定管理者の管理運営状況の公表 9

- 指定管理者による施設の管理運営状況について、ホームページ等で公表

指定管理者制度

地方自治法が改正され創設された制度（平成 15 年 9 月 2 日施行）

それまで公の施設の管理の委託先は、地方公共団体の出資法人、公共団体、公共的団体に限定されていたが（管理委託制度）、この法改正により管理委託制度は廃止され、地方公共団体が指定する法人その他の団体（民間事業者も幅広く含まれる。）が「指定管理者」として管理を行うことが可能になった。

実施スケジュール

	取 組 内 容	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
8	指定管理者制度の運用		→	実施		→
		運用見直し				
9	指定管理者の管理運営状況の公表					→
		実施				

取組項目

(3) 民間活力を活用した施設整備等

県の施設整備における民間活力の活用を検討するとともに、県庁舎等の県有財産を県民との協働などの場として活用に努めます。

新たな施設整備に当たっては、県民サービスの向上やトータルコストの削減等の観点から、施設に応じてPPPやPFIの手法などによる民間活力の活用について検討を行います。

また、県庁舎等の県有財産を、県民との協働や民間活力の活用等の場として活用します。

取組内容

施設整備への民間活力の活用 10

- 施設整備におけるPPPやPFIなどによる民間活力の活用の検討

多様な主体と協働した県有施設の活用 11

- 県民等との協働による県庁舎等の県有施設の活用の推進

PPP (Public Private Partnership)

公共サービスにおける、民間のノウハウを活用した官民協調による事業方式で、部分委託、民設公営、公設民営、PFI等の手法の総称

PFI (Private Finance Initiative)

公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法で、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）に基づき実施される。

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
10	施設整備への民間活力の活用					→
	実施					
11	多様な主体と協働した県有施設の活用					→
	実施					

推進項目

3 多様な主体との協働による県政運営

取組項目

(1) 新たな協働関係の構築

多様な主体との協働による県政運営を行うため、県の体制づくりを行うとともに、企画提案による協働事業等を推進します。

県と多様な主体との具体的な協働事業が進むよう、協働に関する庁内調整窓口の設置、協働を推進する職員の育成、各種情報の共有化を行うなど、県がコーディネート機能を発揮できる体制づくりを行います。

また、NPO、民間企業等多様な主体からの企画提案による県との協働事業や業務提携による施策の推進を図ります。

取組内容

多様な主体と協働する体制づくり 12

- 庁内調整窓口の設置、職員育成等、県がコーディネート機能を発揮できる体制づくり

多様な主体と県との協働事業の推進 13

- NPO、企業等からの企画提案による協働事業、業務提携による施策の推進
 - ・ 協働事業提案制度の拡充
 - ・ 民間企業との業務提携による官民一体となった施策の展開

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
12	多様な主体と協働する体制づくり	検討 ・実施				▶
13	多様な主体と県との協働事業の推進	実施				▶

推進項目

4 県有施設のあり方の見直し

取組項目

(1) 県有施設のあり方の見直し

県有施設について、必要性や管理運営方法など、あり方を見直します。

県・市町村・民間の適切な役割分担と県の役割の重点化等の観点から県有施設のあり方を検討するとともに、見直し課題のある特定の施設については、方向性を検討し、実現を図ります。

取組内容

産業会館（会議室）の売却	14
健康づくりセンターのあり方見直し	15
芳賀青年の家、太平少年自然の家の前倒し廃止	16
鶏頂高原牧場、霧降高原牧場、土上平放牧場のあり方見直し	17
ビジターセンターの地元市への移管	18
足利図書館の地元市への移管	19
風土記の丘資料館の地元市町への移管・あり方見直し	20
県営住宅のあり方見直し	21
県立高等学校の再編整備	22

実施スケジュール

	取 組 内 容	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
14	産業会館（会議室）の売却	検討 ・実施	→			
15	健康づくりセンターのあり方見直し	検討 ・実施				→
16	芳賀青年の家、太平少年自然の家の前倒し廃止	可能性 の検討	→			
17	鶏頂高原牧場、霧降高原牧場、土上平放牧場のあり方見直し	検討		→	実施	→
18	ビジターセンターの地元市への移管	検討 ・実施	→			
19	足利図書館の地元市への移管	検討 ・実施	→			
20	風土記の丘資料館の地元市町への移管・あり方見直し	検討 ・実施	→			
21	県営住宅のあり方見直し	検討 ・実施				→
22	県立高等学校の再編整備	実施			→	

推進項目

5 県出資法人等の見直し

取組項目

(1) 基本方針に基づく見直し

県出資法人等のうち、県の関与が深く、特に重点的に指導を行う必要のある法人（特定指導法人）については、あり方を含め、更なる見直しを進めます。

特定指導法人については、「特定指導法人の見直し基本方針」に従い見直しを行ってきましたが、社会経済情勢の変化等を踏まえ、平成 22 年度に改定した基本方針に従い、法人の更なる見直しを進めます。

取組内容

- 「特定指導法人の見直し基本方針」に基づく見直し 23
- 基本方針（平成 22 年改定）に基づく、更なる見直しの実施

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
23	「特定指導法人の見直し基本方針」に基づく見直し	実施				→

取組項目

(2) 職員派遣の見直し

県出資法人等への派遣のあり方を見直します。

法人の自立化の促進及び県と法人の役割分担見直しの観点から、県職員派遣の縮減を含め、県出資法人等への派遣のあり方を見直します。

取組内容

- 県出資法人等への派遣のあり方を見直し 24
- 県職員派遣の縮減等

実施スケジュール

	取 組 内 容	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
24	県出資法人等への派遣のあり方の見直し					→
	実施					

取組項目

(3) 情報公開の推進

県出資法人等の透明性を高めるため、情報公開を推進します。

県出資法人等に対し、経営状況等の情報を広くホームページ等で公開し、法人運営の透明性をより一層高めるよう指導します。

また、県としても、特定指導法人ごとに、財務状況、随意契約の状況、経営点検評価等公表すべき事項についての、データベースを作成し、公表します。

取組内容

経営状況等の公開 25

- 県出資法人等への情報公開の指導と県における情報公開の推進
 - ・ 随意契約の状況、経営点検評価等についてのデータベースを作成・公表

実施スケジュール

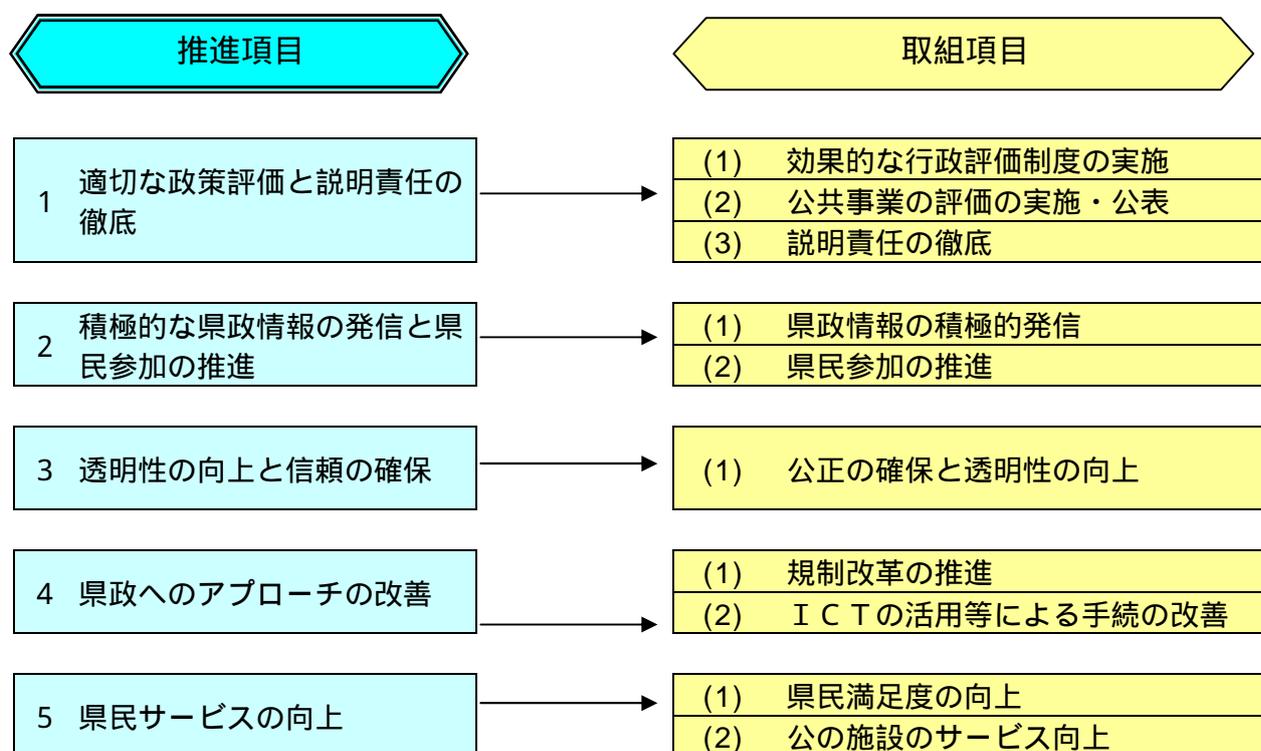
	取 組 内 容	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
25	経営状況等の公開					→
	実施					

目標 《透明》 県民に関われた行政の推進

多様な主体の県政への参加を促し、地域をともに創る行政を行っていくためには、その前提として、県民に関かれ、かつ信頼を得られる行政であることが必要となります。

こうしたことから、適切な政策評価や説明責任の徹底、積極的な県政情報の発信等に取り組むほか、県民意見の県政への更なる反映の手法について検討を行うなど、県政への県民の参加を促進します。

また、県政についての透明性を向上させることで、県民の信頼を確保するとともに、手続の改善・簡素化等を図り、県民の利便性、サービスの向上に努めます。



推進項目

1 適切な政策評価と説明責任の徹底

取組項目

(1) 効果的な行政評価制度の実施

行政評価制度を実施することで、効果的、効率的な政策形成の推進と、県民への説明責任の徹底を図ります。

社会経済情勢等が大きく変化する中、今後とも、効果的、効率的な政策形成を進めるとともに、政策についての県民への説明責任の徹底を図っていくことが必要であるため、課題に柔軟かつ戦略的に対応できる効果的な行政評価制度を実施します。

取組内容

効果的な行政評価制度の実施 26

- 課題に柔軟かつ戦略的に対応できる行政評価制度の実施

実施スケジュール

	取 組 内 容	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
26	効果的な行政評価制度の実施					→
		実施				

取組項目

(2) 公共事業の評価の実施・公表

公共事業について、評価システムを運用することで、一層の透明性の向上を図ります。

公共事業について、計画から実施、事後にいたる段階ごとに、事前評価、再評価、事後評価を行う評価システムを適切に運用することで、実施プロセスの一層の透明性の向上を図ります。

取組内容

評価システムの適切な運用 27

- 公共事業の、事前評価、再評価、事後評価の実施

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
27	評価システムの適切な運用					→
	実施					

取組項目

(3) 説明責任の徹底

情報公開制度を適正に運用することで、県民への説明責任を果たし、透明性の高い県政の実現を目指します。

情報公開制度を適正に運用するとともに、制度を利用する県民の利便性の向上にも努めます。また、県政に密接に関係する、指定管理者や県出資法人等に対しても適正な情報公開が図られるよう指導・助言を行います。

取組内容

情報公開制度の適正運用 28

- 情報公開制度の適正運営・利便性向上のための職員への研修の実施等

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
28	情報公開制度の適正運用					→
	実施					

推進項目

2 積極的な県政情報の発信と県民参加の推進

取組項目

(1) 県政情報の積極的発信

県民を始め多くの方々への県政の理解促進を図るため、積極的な情報発信に努めます。

本庁舎の県政展示・情報提供コーナーにおいて、本県の姿や産業・観光情報、県政の取組等について来庁者に対し分かりやすく説明することにより、県政への理解促進や本県のPR等の積極的な展開を図ります。

また、県民プラザにおける閲覧用行政資料の提供体制を充実させるとともに、行政資料の有償頒布について利便性の向上を図ります。

ホームページについては、魅力があり、利用しやすく、分かりやすいページ作成を目指します。そのため、外部専門家によるサイト診断などを活用し、利用者の視点から、改善を図ります。

また、メールマガジン、動画サイト等様々な媒体を活用し、広報発信力を強化します。

取組内容

県庁舎等における県政情報提供の充実 29

- 来庁者への県政情報等の説明や、行政資料の提供等の実施

ICTを活用した県政情報の発信 30

- ホームページを始めとする情報通信技術(ICT)を活用した様々な広報媒体による県政情報の発信

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
29	県庁舎等における県政情報提供の充実	実施				▶
30	ICTを活用した県政情報の発信	実施				▶

取組項目

(2) 県民参加の推進

広聴制度等を充実させるなど、県政への多くの県民からの意見の反映に努めます。

元気フォーラム、地域県政懇談会等、県内の各地域、各階層を対象とした広聴事業について、実績を検証しながら実施するほか、ネットアンケート制度について、協力者の拡大を図るとともに、県政の課題別の県民ニーズ把握を更に進めるなど、広聴制度の充実に努めます。

また、県政についての意見を聴く、各種審議会等の委員について、公募による選任を推進します。

この他、県民意見の県政への更なる反映の手法についても、検討を行います。

取組内容

広聴制度の充実 31

- 広聴事業の効果の検証と効果的な方法の検討・実施

【数値目標】元気フォーラム参加者累計 13,300人（平成17～27年度）
（平成17～22年度 7,297人）

審議会等への公募委員の参加の促進 32

- 審議会等の公募委員の積極的選任

【数値目標】公募委員選任数累計 110人（平成23～27年度）
（平成18～21年度 99人）

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
31	広聴制度の充実	検討・実施				→
32	審議会等への公募委員の参加の促進	実施				→

推進項目

3 透明性の向上と信頼の確保

取組項目

(1) 公正の確保と透明性の向上

県民の信頼を得た県政を進めるため、手続や事務処理の公正を確保するとともに、透明性の向上にも努めます。

許認可等の行政手続について、基準の明確化・具体化、県民サービスの向上を図るため、審査（処分）基準及び標準処理期間の設定の推進を図ります。

また、公共事業に対する県民の信頼の確保と建設業の健全な発展を目的として、入札の適正化を図るため、総合評価落札方式の拡充や制度の適正な運用と適切な改善に努めます。

公共工事以外の契約についても、契約の透明性の向上と更なる適正化を図るため、入札結果及び随意契約の状況等の積極的な情報公開を進めます。

一方、個人情報保護制度について、適正な運用と職員に対する一層の周知徹底を図るとともに、指定管理者、県出資法人等に対しても適正な制度運用が図られるよう指導・助言を行います。

また、県民の信頼を確保した県政運営を行うため、不適正経理、事務処理ミス、法令違反等の発生リスクに対応できる管理体制を検討します。

さらに、監査機能については、合規性に加え、経済性・効率性・有効性（3E）の視点も重視することとし、職員の専門性の向上を図るとともに、包括外部監査の活用を図ります。

取組内容

審査基準、標準処理期間、処分基準の設定の推進 33

➤ 審査（処分）基準及び標準処理期間の設定の推進

公共事業の入札制度の改善 34

➤ 総合評価落札方式の拡充等入札制度の改善

契約状況等の情報公開の推進 35

➤ 公共工事以外の契約についての、入札結果及び随意契約の状況等の公表

個人情報保護制度の適正運用 36

- 個人情報保護制度の適正な運用と職員への周知徹底

県民の信頼が得られる内部管理体制の検討 37

- 内部管理体制の点検と改善の検討

監査機能の充実と専門性の向上 38

- 3 E の視点も重視した監査の実施、職員の専門性向上と包括外部監査の活用

実施スケジュール

	取 組 内 容	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
33	審査基準、標準処理期間、処分基準の設定の推進	実施				→
34	公共事業の入札制度の改善	実施				→
35	契約状況等の情報公開の推進	実施				→
36	個人情報保護制度の適正運用	実施				→
37	県民の信頼が得られる内部管理体制の検討	検討				→
38	監査機能の充実と専門性の向上	実施				→

推進項目

4 県政へのアプローチの改善

取組項目

(1) 規制改革の推進

県民の利便性の向上とともに、個性ある地域の活性化の観点から、規制改革を推進します。

国の地方分権改革（義務付け・枠付けの見直し）の動向を踏まえ、現在の「栃木県規制改革推進指針」について見直しを行い、実効性のある規制緩和を推進します。

また、地域の特性に応じて、構造改革特区制度及び総合特区制度の活用に向け、制度の周知・啓発活動を推進します。

取組内容

規制改革推進指針の見直し 39

- 規制改革推進指針の改定・運用による規制改革の一層の推進

構造改革特区制度及び総合特区制度の活用による規制緩和 40

- 構造改革特区制度、総合特区制度の周知、啓発活動の実施

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
39	規制改革推進指針の見直し	検討	運用			
40	構造改革特区制度及び総合特区制度の活用による規制緩和	実施				

取組項目

(2) ICTの活用等による手続の改善

県民の利便性の向上や事務の効率化を図るため、情報通信技術（ICT）の積極的な活用等を行います。

「とちぎICT推進プラン」及び「電子県庁推進アクションプラン」の計画的な取組と推進管理により、電子県庁の推進を図ります。

特に、インターネット等を利用した申請・届出等手続のオンライン化について、費用と効果などを見極めながら、対象手続の拡大を図るとともに、国のIT戦略本部が定めた「新たな情報通信技術戦略」等を踏まえながら、県民の利便性向上のための取組を継続します。

また、記載事項や添付書類の省略、提出部数の見直し、提出方法の多様化など、申請手続等の改善を進めます。

取組内容

「とちぎICT推進プラン」に基づく計画的な取組と推進管理の実施 41

➤ 電子県庁推進のための計画的な取組

- ・ 情報ネットワークの安定運用
- ・ セキュリティ監査の実施等による情報セキュリティ対策の充実
- ・ 情報システム調達支援事業の実施等による情報システム調達の最適化

申請手続等のオンライン化 42

➤ ICTの活用による申請手続等の利便性の向上

【数値目標】申請・届出等手続のオンライン利用件数 70,000件(平成27年度)
(平成21年度 47,894件)

申請手続等の改善 43

➤ 県民の利便性向上の観点から、申請手続等を見直し、改善を実施

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
41	「とちぎICT推進プラン」に基づく計画的な取組と推進管理の実施	実施				→
42	申請手続等のオンライン化	実施				→
43	申請手続等の改善	実施				→

推進項目

5 県民サービスの向上

取組項目

(1) 県民満足度の向上

県民満足度向上の視点で業務改善に取り組みます。

職場ごとに、目指すべき県民満足度の向上は何かという視点で業務を見直し、具体的な改善行動目標を設定して、組織、職員が一丸となって改善に取り組む運動を、全庁を挙げて展開します。

取組内容

- 「県民サービス向上運動」の推進による業務の改善 44
- 県民満足度の向上の視点による業務改善運動の実施

実施スケジュール

	取 組 内 容	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
44	「県民サービス向上運動」の推進による業務の改善	検討		実施		

取組項目

(2) 公の施設のサービスの向上

県民が利用する公の施設について、サービスの向上に取り組みます。

公の施設におけるサービスの提供について、自己評価を行うことで改善を行い、利便性やサービスの向上を図るとともに、施設ごとにサービス向上の取組を公表します。

特に、指定管理施設については、指定管理者の選定において、応募者の創意工夫によるサービス向上の提案を考慮するとともに、管理にあたっては、自己評価と適切なモニタリングの双方を実施することでサービスの向上を図ります。

取組内容

直営施設の現状評価によるサービスの向上 45

- 自己評価の実施によるサービス向上の取組と公表等
 - ・ 施設ごとに県民の声を把握し、サービス向上策をホームページ等で公表

指定管理者制度の活用によるサービスの向上 46

- 自己評価とモニタリングによるサービスの向上と施設ごとの比較が可能な取組の公表

実施スケジュール

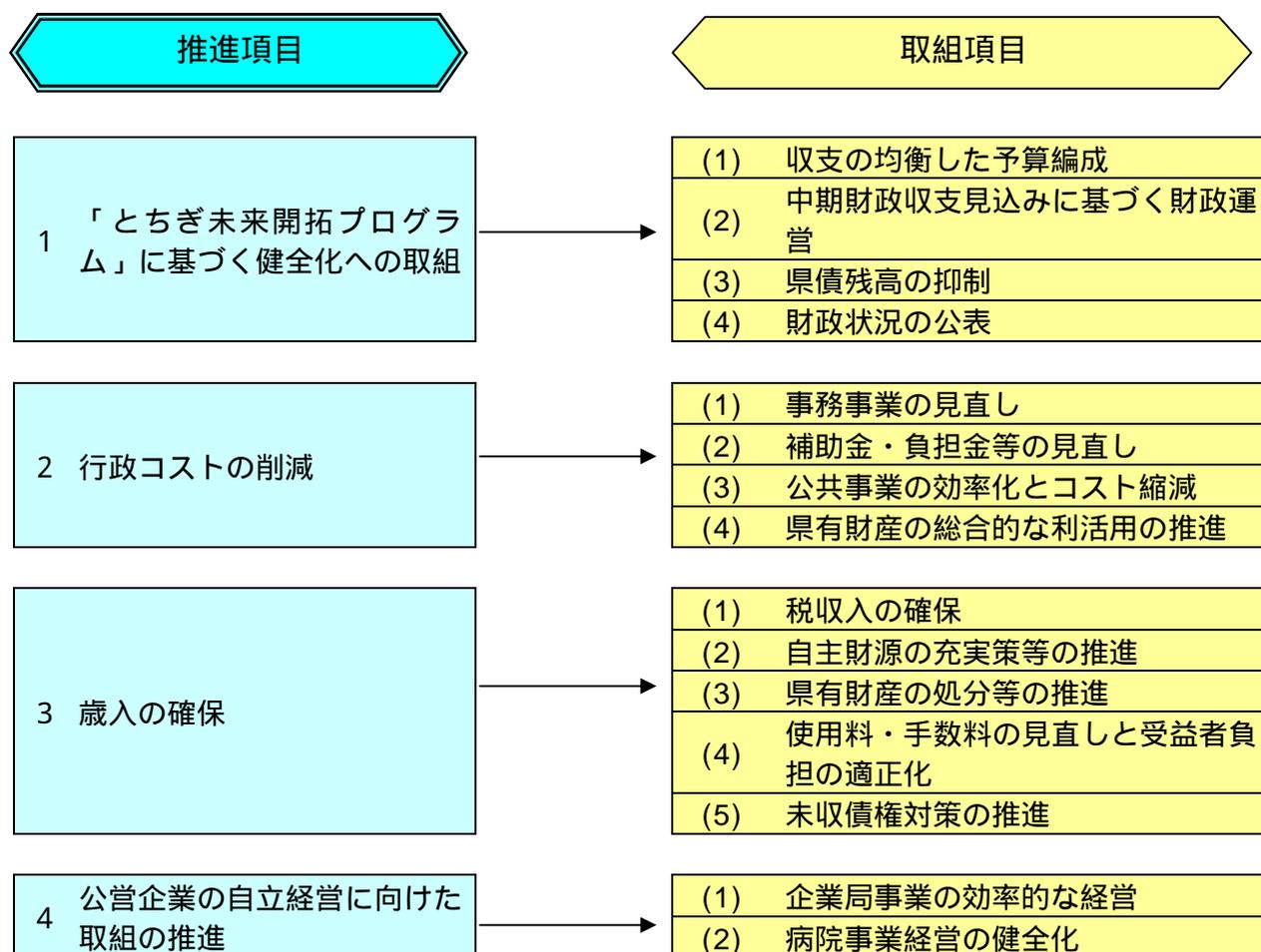
	取 組 内 容	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
45	直営施設の現状評価によるサービスの向上	検討	実施			
46	指定管理者制度の活用によるサービスの向上	実施				

目標 《自律》 自律的な財政基盤の確立

県民満足度の高い県政の実現に向けて、様々な課題等に的確に対応した施策を展開するため、県政運営の土台の一つである自律的な財政基盤が必要となります。

こうしたことから、「とちぎ未来開拓プログラム」を着実に実行するとともに、県債残高の抑制に取り組めます。

また、プログラムの推進期間終了後も、行政コストの削減や歳入の確保、公営企業の自立経営に向けた取組を推進していきます。



推進項目

1 「とちぎ未来開拓プログラム」に基づく健全化への取組

取組項目

(1) 収支の均衡した予算編成

本県財政の健全化を図るため、平成 25 年度からの収支の均衡した予算編成を目指します。

平成25年度から収支の均衡した予算を編成するため、内部努力の徹底や行政経費の削減など「とちぎ未来開拓プログラム」に掲げた取組を、集中改革期間（平成21～24年度）において、着実に実施します。

また、毎年度の予算編成において、プログラムの検証・見直しを行い、公表します。

取組内容

- 「とちぎ未来開拓プログラム」に掲げた取組の着実な実行 47
- 内部努力の徹底、行政経費の削減などプログラムに掲げた取組の実施

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
47	「とちぎ未来開拓プログラム」に掲げた取組の着実な実行	実施	→	→	→	→
				収支の均衡した予算編成		

取組項目

(2) 中期財政収支見込みに基づく財政運営

「とちぎ未来開拓プログラム」の集中改革期間終了後も、その考え方を継承し、中期的な視点に立って財政運営を行います。

「とちぎ未来開拓プログラム」の集中改革期間における取組の成果を検証するとともに、期間終了後も財政再生団体等に転落することのないよう、プログラムの考え方を継承し、経済状況や地方財政対策等を踏まえ、毎年度当初予算編成後に中期財政収支見込みを策定・公表するなど、中期的な視点に立った財政運営を行います。

取組内容

中期財政収支見込みの策定・公表 48

- 中期的な視点に立った財政運営の実施

実施スケジュール

取組内容		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
48	中期財政収支見込みの策定・公表					
	実施					→

取組項目

(3) 県債残高の抑制

将来の世代への負担となる県債残高を抑制する取組を行います。

地方交付税の代替として国が配分する臨時財政対策債が急増し、ここ数年、県債残高が増加していますが、将来の世代への負担を軽減するため、投資的経費の抑制により、臨時財政対策債を除く県債残高の減少を図ります。

また、臨時財政対策債は、返済時に全額交付税措置されることとなっていますが、地方交付税の総額を確保し、臨時財政対策債を縮減するよう国に働きかけていきます。

取組内容

将来の世代への負担となる県債残高の抑制 49

- 臨時財政対策債を除く県債残高目標を設定し、県債残高を抑制
【数値目標】平成27年度末の県債残高（臨時財政対策債を除く）を平成21年度末（764,482百万円）よりも減少させる。

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
49	将来の世代への負担となる県債残高の抑制					
	実施					▶

取組項目

(4) 財政状況の公表

本県の財政状況について、わかりやすく公表します。

本県の財政状況について、県民の理解が深まるよう、財政健全化判断比率や類似団体との財政比較分析表、新公会計制度に基づく公社等との連結財務諸表などの各種財政関係資料をわかりやすく公表します。

取組内容

県民にわかりやすい財政状況の公表 50

- 財政健全化判断比率、類似団体との財政比較分析表等各種財政関係資料の公表

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
50	県民にわかりやすい財政状況の公表					
	実施					▶

推進項目

2 行政コストの削減

取組項目

(1) 事務事業の見直し

行政コストの削減のため、徹底した事務事業の見直しに取り組みます。

職員の創意と工夫により、予算額を計上せずを実施する「ゼロ予算事業」を積極的に推進します。

また、限られた財源を最大限有効に活用するため、県民ニーズの検証、県の役割の明確化、費用対効果、受益者負担の適正化等の観点から徹底した事務事業の見直しを実施します。

併せて、外部からの視点の活用による見直し手法について検討します。

取組内容

ゼロ予算事業の実施 51

- 予算額を計上せずを実施する「ゼロ予算事業」の積極的な推進

徹底した事務事業の見直し 52

- 県民ニーズの検証、県の役割分担の明確化等の観点による事務事業の見直し

分収林事業の見直し 53

- 収益性を勘案した分収林契約の早期解除の推進及び県行分収林への一元化による栃木県森林整備公社の債務処理

実施スケジュール

取組内容		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
51	ゼロ予算事業の実施					→
	実施					
52	徹底した事務事業の見直し					→
	実施					
53	分収林事業の見直し					→
	実施					

取組項目

(2) 補助金・負担金等の見直し

県の役割の明確化等による、市町村や各種団体等への補助金等を見直します。

県の役割の明確化、費用対効果等の観点から、市町村や各種団体等への補助金・負担金等を抜本的に見直します。

取組内容

県の役割の明確化等による補助金等の見直し 54

- 市町村、各種団体等への補助金・負担金等の見直し

実施スケジュール

取組内容		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
54	県の役割の明確化等による補助金等の見直し					
		実施				→

取組項目

(3) 公共事業の効率化とコスト縮減

厳しい財政状況の中で、適正な価格で良質な社会資本の整備を着実に進めるため、公共事業のコスト縮減を推進します。

厳しい財政状況の中で、適正な価格で良質な社会資本の整備を着実に進めるため、「公共事業コスト縮減行動計画2010」に基づき、公共事業の構想・計画段階から維持管理までの全てのプロセスにおいて、工事コスト、時間的コスト、ライフサイクルコスト等コストの縮減を推進します。

取組内容

公共事業の効率化とコスト縮減 55

- 公共事業の構想・計画段階から維持管理までの全てのプロセスにおけるコスト縮減
 - ・ 工事コストの低減
 - ・ 時間的コストの低減
 - ・ ライフサイクルコストの低減
 - ・ 環境的コストの低減
 - ・ 効率性向上による長期的コストの低減

【数値目標】前行動計画（2005）で達成した15%以上の縮減の水準を、平成26年度まで維持（基準年度：平成16年度）

実施スケジュール

取組内容		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
55	公共事業の効率化とコスト縮減				→	見直し
	実施					

取組項目

(4) 県有財産の総合的な利活用の推進

県有財産を経営資源として、全庁的かつ長期的な視点から利活用していきます。

県有財産を経営資源として捉えた県有財産総合利活用指針等に基づき、積極的な未利用財産の売却処分等による歳入確保、県有施設の効率的な利用による管理経費等の縮減、計画的な耐震改修や適切な営繕工事等による保全・長寿命化の推進など、全庁的かつ長期的視点から県有財産の利活用を推進します。

取組内容

県有財産総合利活用指針等に掲げた取組の着実な実施 56

- 県有財産の利活用に関する基本的な考え方や具体的な取組方針を定めた指針に掲げた取組の実施

実施スケジュール

取組内容		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
56	県有財産総合利活用指針等に掲げた取組の着実な実施					→
	実施					

推進項目

3 歳入の確保

取組項目

(1) 税収入の確保

歳入の大きな柱である税収の確保に全力で取り組みます。

県税収入の1/3を占める個人県民税について、徴収主体である市町村との緊密な連携・支援を強化し、徴収率の向上に努めます。

併せて、税負担の公平性の観点から、徹底した滞納処分を行うなど、県税の滞納額縮減に取り組みます。

また、納税意識啓発による税収入の確保を図る観点から、ホームページによる税情報の提供を充実するなど、税務広報の一層の推進を図ります。

さらに、各種減免制度について、社会経済情勢の変化や公益性の観点から、その運用も含め、点検・見直しを行います。

取組内容

個人県民税徴収の促進と県税滞納額の縮減 57

- 市町村との連携・支援の強化や徹底した滞納処分の実施
 - ・ 地方税徴収特別対策室を中心とした市町村支援（～平成24年度）
 - ・ 各県税事務所職員の市町村職員併任、共同徴収、共同催告及び徴収引受等
 - ・ 特別徴収実施事業所の拡大に向けた取組支援

【数値目標】県税徴収率 96.1%（平成27年度） 平成21年度全国平均徴収率（平成21年度 94.7%）

納税意識啓発のための税務広報の充実 58

- 県ホームページ等の更なる内容の充実

各種減免制度の見直し 59

- 制度、運用を点検し、見直しを実施

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
57	個人県民税徴収の促進と県税滞納額の縮減			継続実施		
58	納税意識啓発のための税務広報の充実					
59	各種減免制度の見直し					

取組項目

(2) 自主財源の充実策等の推進

広告収入等による自主財源の充実策等を推進します。

自主財源確保策として、「広告収入等対応方針」に基づき、県が発行する広報媒体や県有施設を活用した広告事業やネーミングライツの募集を引き続き実施します。

また、ふるさと納税について、制度の定着を図るため、主に県外に居住する本県にゆかりのある方に対し、継続して周知活動を実施していきます。

とちぎの元気な森づくり県民税の用途について、事業の進捗や、国の動向・県民のニーズを踏まえながら見直し検討を行い、可能なものから実施します。

取組内容

広告収入の確保の推進 60

- 広報媒体、県有施設を活用した広告事業、ネーミングライツの募集等
 - ・ 各部局の導入目標の設定
 - ・ ネーミングライツ対象施設の追加、公募条件の見直し検討

ふるさと納税の促進 61

- 周知活動の継続実施による制度の定着

とちぎの元気な森づくり県民税の用途の検討 62

- 事業の進捗や国の動向・県民のニーズを踏まえた用途の見直し検討

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
60	広告収入の確保の推進					→
		実施				
61	ふるさと納税の促進					→
		実施				
62	とちぎの元気な森づくり県民税の用途の検討					→
		検討	→	実施 (可能なものから実施)		

取組項目

(3) 県有財産の処分等の推進

県有財産について、未利用財産の処分や貸付等の利活用を推進し、歳入の確保に努めます。

未利用財産の処分については、財源確保や管理経費の削減の観点から継続して実施します。

また、未利用財産の有効活用の観点から貸付制度を検討し、実施します。

取組内容

未利用財産の処分及び貸付の推進 63

➤ 未利用財産の処分推進と貸付制度の検討による利活用の推進

・ 広報媒体、ホームページを活用した処分情報の周知

・ 貸付制度について、対象地、貸付手法、貸付者決定方法等を検討・実施

【数値目標】財産売却額及び貸付料収入等 25 億円(平成 23～27 年度)

(平成 18～21 年度財産売却額 16.8 億円)

実施スケジュール

取組内容		23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
63	未利用財産の処分及び貸付の推進	処分の重点的な実施			継続実施 (貸付制度実施)	

取組項目

(4) 使用料・手数料の見直しと受益者負担の適正化

使用料・手数料を定期的に見直すとともに、行政サービスに対する適切な受益者負担のあり方を検討します。

使用料・手数料について、行政サービスのコスト・民間の同種サービスとの均衡等の観点から、定期的に見直しを行います。

また、県が提供するサービスについて、受益者負担の観点から、サービスに見合う適切な利用者負担金のあり方を検討します。

取組内容

使用料・手数料の適切な見直し 64

- 使用料・手数料の定期的な見直しと受益者負担のあり方検討

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
64	使用料・手数料の適切な見直し					→
	実施					

取組項目

(5) 未収債権対策の推進

受益者負担の公平性の観点から、貸付金、使用料、負担金等の県が有する債権管理の適正化に取り組みます。

滞納の未然防止を図るため、審査等を強化するとともに、取組の進行管理を行うなど、管理体制を強化します。

また、債権管理の適正化に向けた取組目標に基づき、債権の縮減に向けて早期回収に努めるとともに、納付意思のない滞納者に対しては、法的措置や民間能力の活用等の取組を更に進めます。

取組内容

滞納の未然防止及び管理体制の強化 65

- 審査等の強化及び納付指導の徹底、マニュアルの作成、担当職員の研修、債権管理連絡会議による進行管理

取組目標に基づく債権回収の強化 66

- 取組目標に基づく早期回収、法的措置・民間能力活用等の推進
 - ・ 県営住宅使用料の適正な徴収等の推進

【数値目標】各年度末における県全体の未収債権額を前年度よりも減少させる。
(平成21年度末未収債権額 2,211百万円)

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
65	滞納の未然防止及び管理体制の強化					→
		検討・実施				
66	取組目標に基づく債権回収の強化					→
		実施				

推進項目

4 公営企業の自立経営に向けた取組の推進

取組項目

(1) 企業局事業の効率的な経営

中長期的な視点に立って、効率的な経営に努めます。

企業局の事業経営を中長期的な視点に立って計画的に行っていくため、平成23年度から5年間を計画期間とする企業局経営計画に基づき、各事業において効率的な経営に取り組み、企業局全体として自立的な経営に努めます。

取組内容

企業局経営計画に基づく事業の実施 67

➤ 経営計画に基づく効率的な経営の推進

【数値目標】

・産業団地の分譲面積 30ha（平成23～27年度）

（未分譲：3団地 39.9ha、造成中：1団地 69.4ha（平成22年12月現在））

・県民ゴルフ場年間利用者数 31,000人（平成21年度 29,758人）

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
67	企業局経営計画に基づく事業の実施					→
		実施				

取組項目

(2) 病院事業経営の健全化

県立病院について、自立的な経営に向けて健全化を図ります。

県立病院の経営の健全性を高め、県民に対して良質な医療を継続的に提供するため、「病院経営改革プラン（平成21～23年度）」に掲げた取組を着実に実施します。

また、平成24年度以降の県立病院改革プラン及び一般会計負担金ルールを検討・策定し、実施します。

なお、次期プランについては、現行プランの点検・評価結果を踏まえて 財務、政策医療、医療サービスの3つの観点から具体的な取組方策及び数値目標を定め、自立的な経営に向けて改善に取り組みます。

取組内容

県立病院改革プランに基づく経営改善の推進 68

➤ 県立病院改革プランに基づく、自立的経営に向けた改善の推進

【数値目標】平成23年度策定の次期プランにおいて、各県立病院の経常収支比率等を設定する。

各県立病院の経常収支比率

(単位：%)

	平成21年度	平成23年度 (現行プラン目標値)	目標値
岡本台病院	97.9	100.6	平成23年度策定の 次期プランで設定
がんセンター	94.6	97.3	
リハビリテーションセンター	89.2	89.8	

経常収支比率

企業活動の効率性を示す財務指標で、「経常収支比率 = 経常収益 / 経常費用 × 100」で算定し、100%以上が健全（経常黒字）であるとされている。地方自治体では、病院事業会計等の公営企業会計において採用している。

実施スケジュール

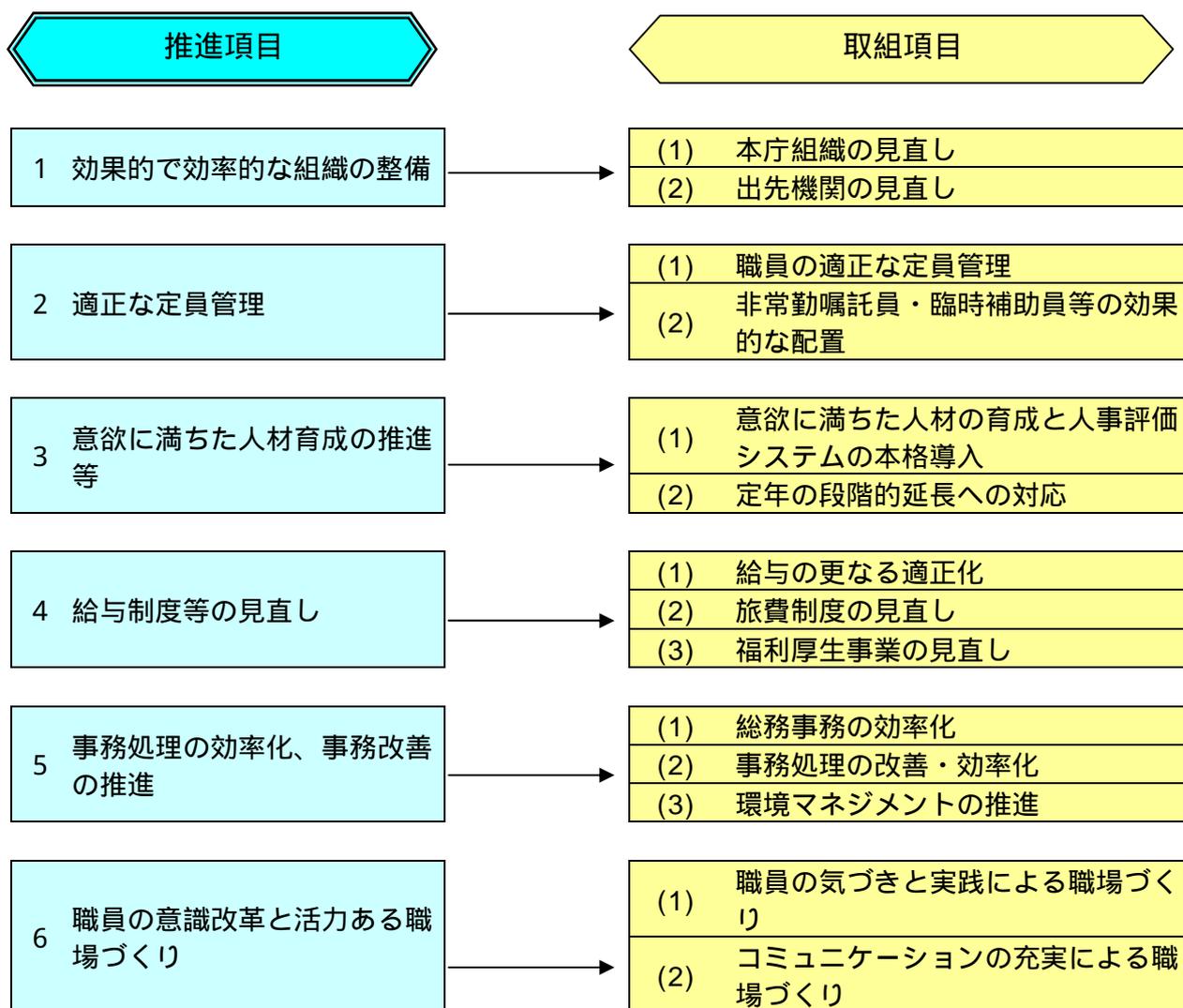
	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
68	県立病院改革プランに基づく経営改善の推進	次期プラン策定	実施			

目標 《原動力》 スリムで活力ある執行体制の確立

「新とちぎ元気プラン」では、目指すべき将来像の実現に向けて進んでいく原動力は「人」であり、「人づくり」を政策の基本としていますが、同様に、行財政運営の原動力は「組織」とこれを運営する「職員」であることから、分権時代にふさわしい執行体制の確立と職員の育成・能力向上等を図ることが必要となっています。

こうしたことから、多様な行政ニーズへの迅速かつ的確な対応を可能とする効果的で効率的な組織体制の整備や適正な定員管理を実施するとともに、県民との協働や独自性・主体性を持った施策の形成・展開ができる、高い意欲と課題解決能力を有する職員の育成に努めます。

また、事務処理の効率化や事務改善を推進するとともに、職員の意識改革と活力ある職場づくりに取り組みます。



推進項目

1 効果的で効率的な組織の整備

取組項目

(1) 本庁組織の見直し

本庁の組織体制の強化を図ります。

政策・施策を戦略的に企画立案するため、政策形成機能を重視した組織体制の強化を図ります。

社会の変化に伴い各行政分野に生じる新たな行政ニーズや組織横断的な課題に対して、迅速かつ的確に対応できる組織体制の強化を図ります。

取組内容

政策形成型組織の体制強化 69

- 政策形成機能を重視した組織体制の強化

新たな行政ニーズや組織横断的な課題に対応する体制の強化 70

- 新たな行政ニーズ、組織横断的な課題に迅速かつ的確に対応できる組織体制の強化

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
69	政策形成型組織の体制強化					→
	実施					
70	新たな行政ニーズや組織横断的な課題に対応する体制の強化					→
	実施					

取組項目

(2) 出先機関の見直し

出先機関の効果的で効率的な組織体制を構築します。

市町村合併や地方分権の進展に対応し、広域自治体としての県の役割を踏まえた出先機関の見直しを図ります。

また、県民サービスの確保に努めつつ、事務事業や内部組織の見直しにより、効果的で効率的な組織体制の構築を図ります。

取組内容

広域自治体としての県の役割を踏まえた出先機関の見直し 71

- 市町村合併や地方分権に対応した出先機関の見直し

内部組織の見直し等による効果的で効率的な組織体制の構築 72

- 出先機関の内部組織の見直し等

実施スケジュール

取組内容		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
71	広域自治体としての県の役割を踏まえた出先機関の見直し					→
	実施					
72	内部組織の見直し等による効果的で効率的な組織体制の構築					→
	実施					

推進項目

2 適正な定員管理

取組項目

(1) 職員の適正な定員管理

適正かつ計画的な定員管理を行います。

事務事業の徹底した見直しや効率的な組織体制の構築を推進するとともに、行政分野ごとの事業量に見合った適正でメリハリある職員配置を行うことなどにより、職員数の削減を図ります。併せてその状況について公表します。

また、「とちぎ未来開拓プログラム」期間終了後における組織体制、職員の定年延長や国の出先機関の地方移管の状況等を踏まえ、改めて適正な定員規模について検討し、新たな目標を設定します。

取組内容

「とちぎ未来開拓プログラム」に基づく適正な定員管理 73

- 「とちぎ未来開拓プログラム」に基づく平成 25 年 4 月を目標とする職員数削減

【数値目標】

「とちぎ未来開拓プログラム」における定員管理 (単位：人)

	プログラム基準年 (H21.4.1)	大綱基準年 (H22.4.1)	目標年 (H25.4.1)	削減数 -	削減数 -
一般行政部門	4,736	4,593	4,289	304	447
教育部門	15,922	15,762	15,566	196	356
警察部門	3,758	3,734	3,742	8	16
公営企業部門	798	800	767	33	31
合計	25,214	24,889	24,364	525	850

「とちぎ未来開拓プログラム」期間終了後の適正な定員管理 74

- 平成 25 年 4 月 1 日以降の新たな定員管理目標の設定と実施

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
73	「とちぎ未来開拓プログラム」に基づく適正な定員管理		→			
	実施					
74	「とちぎ未来開拓プログラム」期間終了後の適正な定員管理		→			→
	目標検討			実施		

取組項目

(2) 非常勤嘱託員・臨時補助員等の効果的な配置

組織体制や職員の配置状況も踏まえ、より効果的な配置を図ります。

非常勤嘱託員・臨時補助員等については、組織体制や職員の配置状況等も踏まえ、民間委託の可能性も検討しながら、より効果的な配置を図ります。

取組内容

非常勤嘱託員・臨時補助員等の効果的な配置 75

- 業務の必要性の精査と効果的な配置

実施スケジュール

取組内容		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
75	非常勤嘱託員・臨時補助員等の効果的な配置					
	実施					→

推進項目

3 意欲に満ちた人材育成の推進等

取組項目

(1) 意欲に満ちた人材の育成と人事評価システムの本格導入

限られた人員で、組織として最大の執行力を発揮させるため、戦略的な人事配置等により意欲に満ちた職員の育成に取り組みます。

限られた人員で、組織として最大の執行力を発揮させるため、職位、年代や適性等を踏まえた戦略的な人事配置を行い、意欲的で高い課題解決能力を有した職員を育成します。

複雑・多様化する行政課題に的確に対応できる人材の育成と県組織の活性化を図るため、有為な交流先を開拓するなどしながら、他自治体、国や民間企業との人事交流や派遣をより一層効果的に推進します。

併せて、職員の士気高揚と、職場の活性化を図るため、職員公募制度を充実します。

また、人材育成型の人事評価システムを本格導入し、人事評価の結果を職員の登用や適材適所の人事配置等に活用するとともに、給与に反映させることにより、職員の働きがいを高め、人材の育成を図ります。

取組内容

戦略的な人事配置による人材の育成 76

- 職位、年代、適性等を踏まえた戦略的人事配置

他自治体や民間企業等との人事交流 77

- 他自治体、国、民間企業との人事交流や派遣の推進

職員公募制度の充実 78

- 職員公募制度による職員の士気高揚と職場の活性化

人材育成型の人事評価システムの本格導入 79

- 評価結果の人事配置等への活用と給与への反映

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
76	戦略的な人事配置による人材の育成					→
	実施					
77	他自治体や民間企業等との人事交流					→
	実施					
78	職員公募制度の充実					→
	実施					
79	人材育成型の人事評価システムの本格導入					→
	検討	→	実施			

取組項目

(2) 定年の段階的延長への対応

定年の段階的な延長に対応した人事制度の見直しを行います。

定年の段階的延長に対応するため、組織活力維持の観点も考慮し、人事制度の見直しを実施します。

取組内容

定年の段階的延長に対応した人事制度の見直し 80

- 今後の法改正等を踏まえた人事制度の見直し

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
80	定年の段階的延長に対応した人事制度の見直し					→
	検討		→	実施		

推進項目

4 給与制度等の見直し

取組項目

(1) 給与の更なる適正化

職員の給与について、更なる適正化を図ります。

定年の段階的延長に対応した人事制度の見直しに合わせ、給与制度を見直します。技能労務職員の給与について、水準を見直すとともに、業務の実態を踏まえた一層の適正化を推進します。

職員の給与について、公表内容の更なる充実を図り、県民により分かりやすく情報を提供します。

取組内容

定年の段階的延長に対応した給与制度の見直し 81

- 定年の段階的延長に対応した人事制度に合わせた給与制度の見直し

技能労務職員の給与の見直し 82

- 技能労務職員の給与水準の見直し等

職員の給与の状況の分かりやすい公表 83

- 県民に分かりやすい情報提供

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
81	定年の段階的延長に対応した給与制度の見直し	検討	→	実施		→
82	技能労務職員の給与の見直し	検討・実施				→
83	職員の給与の状況の分かりやすい公表	実施				→

取組項目

(2) 旅費制度の見直し

総務事務の効率化に合わせ、職員の旅費について見直しを行います。

総務事務の効率化の取組に合わせ、より実態に沿い、かつ、簡素なシステムとなるよう旅費制度を見直します。

取組内容

旅費制度の見直しと旅費事務の効率化 84

- 総務事務の効率化に合わせた旅費制度の見直し

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
84	旅費制度の見直しと旅費事務の効率化	検討	→	実施		→

取組項目

(3) 福利厚生事業の見直し

職員の福利厚生事業について、継続的な点検・見直しを行います。

職員に対して県が実施する福利厚生事業について、職員互助組織の今後のあり方も踏まえながら、継続的な点検・見直しを行い、定員・給与等の状況の公表と合わせて、福利厚生事業の実施状況等について公表します。

取組内容

各種福利厚生事業の点検・見直し 85

- 継続的な点検・見直しと情報の公開

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
85	各種福利厚生事業の点検・見直し	実施				→

推進項目

5 事務処理の効率化、事務改善の推進

取組項目

(1) 総務事務の効率化

給与や旅費など、職員個人を対象にする事務や庁内での共通処理に関する事務について、効率化を推進します。

給与や旅費など、職員個人を対象とする事務や庁内での共通処理等に関する事務について、費用対効果及び全庁的な視点での事務量削減を念頭に、簡素化・標準化、処理の集中化、システム化・電子化、アウトソーシング導入等の観点から、事務の効率化を推進します。

取組内容

総務事務の効率的な処理の推進 86

- 総務事務の集中化、システム化等による効率化の推進
 - ・ 総務事務システムの開発導入（平成 25 年度）
 - ・ 総務事務センター（仮称）の設置によるアウトソーシングを活用した集中処理の実施（平成 25 年度）

実施スケジュール

	取組内容	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
86	総務事務の効率的な処理の推進	検討	→	実施	→	→

取組項目

(2) 事務処理の改善・効率化

様々な観点から事務事業の進め方を見直し、事務処理の改善や効率化を図ります。

「職員の気づき」によって事務事業の見直しを推進するため、職員全体から提案・取組等を募集する「ひとり一改善」を、全庁を挙げて推進します。

また、意思決定の迅速化や効率化を図るため、より下位の職員への決裁権限の移譲などを推進します。

職員の総労働時間については、業務の効率化・見直しによる超過勤務の縮減及び年休の計画的取得等により、縮減を図ります。

また、審議会等について、効率的で効果的な運営が図られるよう、一斉点検を実施し、必要性や審議内容に着目した統合・廃止、委員数の見直し等に取り組みます。

取組内容

「ひとり一改善」による事務処理の改善・効率化 87

- 職員提案制度による事務事業の見直し

意思決定の迅速化・効率化 88

- 下位の職員への決裁権限の移譲による意思決定の迅速化・効率化

総労働時間の縮減推進 89

- 業務の効率化・見直し等による総労働時間の縮減

【数値目標】年間総労働時間 1,850 時間（平成 27 年度）

（平成 21 年度 1,923 時間）

審議会等の一斉点検の実施 90

- 一斉点検の実施による統合・廃止及び委員数の見直し等

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
87	「ひとり一改善」による事務処理の改善・効率化	実施				→
88	意思決定の迅速化・効率化	実施				→
89	総労働時間の縮減推進	実施				→
90	審議会等の一斉点検の実施	検討	→ 実施			→

取組項目

(3) 環境マネジメントの推進

環境への負荷の低減に取り組むことで、職員的环境保全やコストに対する意識の向上を図ります。

新たな「栃木県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県自らが環境への負荷低減のため率先的に行動するとともに、職員的环境保全やコストに対する意識の向上を図ります。

その際、本県独自の環境マネジメントシステムを構築し、平成23年度に全庁に拡大することにより、一層の推進を図ります。

特に、ペーパーレス化の取組を、全庁を挙げて徹底し、紙の消費量削減を図ります。

取組内容

県庁の温室効果ガス削減等の取組 91

➤ 本県独自の環境マネジメントシステムの運用

環境マネジメントシステム

「企業や団体が、活動によって生じる環境への負荷の低減に向けて、点検管理を行いながら、自主的に改善していく仕組み（ルール）」のことで、EMS(Environmental Management System)と呼ばれる。

ペーパーレス化（紙の消費量削減）の推進 92

➤ 紙の消費量削減の推進と取組状況の確認

【数値目標】コピー用紙・印刷用紙の使用総枚数 6%削減（平成21年度基準）
（平成21年度 50,095千枚）

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
91	県庁の温室効果ガス削減等の取組					→
		実施				
92	ペーパーレス化（紙の消費量削減）の推進					→
		実施				

推進項目

6 職員の意識改革と活力ある職場づくり

取組項目

(1) 職員の気づきと実践による職場づくり

職員一人ひとりが、事務事業を見直し、改革・改善に取り組む職場づくりを推進します。

全職員が、それぞれの業務や行財政改革に取り組むにあたって常に留意すべき5つの視点を業務上の指針として掲げ、各階層の職員に対して研修を実施するなど徹底を図ります。

全職員が、行財政改革に対する取組意識を高め、職員の気づきによって事務事業の見直しを推進するため、職員全体から提案・取組等を募集する「ひとり一改善」を、全庁を挙げて推進します。

取組内容

行財政改革推進の5つの視点の徹底 93

➤ 研修の実施等による業務上の指針の徹底

〔5つの視点〕

- ・ 県民の目線からの改革
- ・ コスト意識の徹底
- ・ スピード重視
- ・ 成果重視
- ・ 透明性の確保と説明責任の徹底

全庁を挙げての「ひとり一改善」の実施 再掲

➤ 職員提案制度の推進による職員の意識改革

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
93	行財政改革推進の5つの視点の徹底					▶
		実施				
再掲	全庁を挙げての「ひとり一改善」の実施					▶
		実施				

取組項目

(2) コミュニケーションの充実による職場づくり

業務の効率的・効果的な執行や改革・改善を進める気運に満ちた職場づくりを進めるとともに、職員の育成や能力発揮等を図るため、職場のコミュニケーションの充実に取り組みます。

業務の効率的・効果的な執行と、職員の能力開発を進めるため、職員と管理職間や職員間のコミュニケーションの充実を図ることで、職員が意欲を持って十分に能力を発揮できる風通しのよい職場環境づくりに取り組みます。

また、メンタルヘルスを始めとする職員の健康管理に努めます。

改革を進める気運に満ちた活力ある職場づくりを進めるため、「県民サービス向上運動」を展開し、職場ごとに、行政サービス活動全般について、「点検」、「行動目標の設定」、「職場を挙げて実践」、「県民に向け発信」を行い、職場のコミュニケーションの充実を図ります。

さらに、職員用ホームページやアンケート機能など庁内LANを活用し、各職場での優れた取組の紹介や提案、行財政改革関連の情報を各職員に発信するとともに、各職員同士が意見をより活発に交換しあえるようにすることを通し、職員の意識改革と職場の活性化を図ります。

取組内容

人を育てる職場風土の醸成 94

- コミュニケーションの充実による風通しのよい職場づくり

各職場単位での「県民サービス向上運動」の実施 再掲

- 「県民サービス向上運動」の実施を機会としたコミュニケーションの充実

庁内LANの活用による全庁を通じたコミュニケーションの充実 95

- 全庁への情報発信、職員間の意見交換のための庁内LANの活用

実施スケジュール

	取組内容	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
94	人を育てる職場風土の醸成					
		実施				▶

再掲	各職場単位での「県民サービス向上運動」の実施	実施					▶
95	庁内LANの活用による全庁を通じたコミュニケーションの充実	実施					▶

取組内容所管課一覧

協働》県民とともに地域を創る行政の推進

推進項目	取組内容	課名	ページ
1 市町村との連携の強化と権限の移譲	1 分権時代にふさわしい国との政策協議 調整、提言等の実施	総合政策課	8
	2 市町村の行財政基盤確立への支援	市町村課	8
	3 円滑かつ一層の権限移譲の推進	行政改革推進室	9
	4 県と市町村の政策協議の場の活用	市町村課	10
	5 県と市町村との人事交流の推進	市町村課・人事課	10
	6 税収確保のための連携協力の実施	市町村課 税務課	10
2 民間活力の活用	7 アウトソーシングの推進	行政改革推進室	11
	8 指定管理者制度の運用	行政改革推進室	12
	9 指定管理者の管理運営状況の公表	行政改革推進室	12
	10 施設整備への民間活力の活用	行政改革推進室	13
	11 多様な主体と協働した県有施設の活用	管財課	13
3 多様な主体との協働による県政運営	12 多様な主体と協働する体制づくり	県民文化課	14
	13 多様な主体と県との協働事業の推進	県民文化課 総合政策課	14
4 県有施設のあり方の見直し	14 産業会館(会議室)の売却	産業政策課	15
	15 健康づくりセンターのあり方見直し	健康増進課	15
	16 芳賀青年の家、太平少年自然の家の前倒し廃止	生涯学習課	15
	17 鶏頂高原牧場、霧降高原牧場、土上平放牧場のあり方見直し	畜産振興課	15
	18 ビジターセンターの地元市への移管	自然環境課	15
	19 足利図書館の地元市への移管	生涯学習課	15
	20 風土記の丘資料館の地元市への移管・あり方見直し	文化財課	15
	21 県営住宅のあり方見直し	住宅課	15
	22 県立高等学校の再編整備	教委総務課	15
	5 県出資法人等の見直し	23 特定指導法人の見直し基本方針」に基づく見直し	行政改革推進室
24 県出資法人等への派遣のあり方の見直し		人事課	17
25 経営状況等の公開		行政改革推進室	18

透明》県民に開かれた行政の推進

推進項目	取組内容	課名	ページ
1 適切な政策評価と説明責任の徹底	26 効果的な行政評価制度の実施	総合政策課	20
	27 評価システムの適切な運用	技術管理課	21
	28 情報公開制度の適正運用	文書学事課	21
2 積極的な県政情報の発信と県民参加の推進	29 県庁舎等における県政情報提供の充実	広報課・文書学事課	22
	30 ICTを活用した県政情報の発信	広報課	22
	31 広聴制度の充実	広報課	23
	32 審議会等への公募委員の参加の促進	行政改革推進室	23
3 透明性の向上と信頼の確保	33 審査基準、標準処理期間、処分基準の設定の推進	行政改革推進室	24
	34 公共事業の入札制度の改善	監理課	24
	35 契約状況等の情報公開の推進	会計局	24
	36 個人情報保護制度の適正運用	文書学事課	25

	37	県民の信頼が得られる内部管理体制の検討	行政改革推進室	25
	38	監査機能の充実と専門性の向上	監査委員事務局	25
4 県政へのアプローチの改善	39	規制改革推進指針の見直し	行政改革推進室	26
	40	構造改革特区制度及び総合特区制度の活用による規制緩和	地域振興課	26
	41	「とちぎIT推進プラン」に基づく計画的な取組と推進管理の実施	情報システム課	27
	42	申請手続等のオンライン化	情報システム課	27
	43	申請手続等の改善	行政改革推進室	27
5 県民サービスの向上	44	「県民サービス向上運動」の推進による業務の改善	行政改革推進室	28
	45	直営施設の現状評価によるサービスの向上	行政改革推進室	29
	46	指定管理者制度の活用によるサービスの向上	行政改革推進室	29

《自律》自律的な財政基盤の確立

推進項目		取組内容	課名	ページ
1 「とちぎ未来開拓プログラム」に基づく健全化への取組	47	「とちぎ未来開拓プログラム」に掲げた取組の着実な実行	全庁	32
	48	中期財政収支見込みの策定・公表	財政課	33
	49	将来の世代の負担となる県債残高の抑制	財政課	33
	50	県民にわかりやすい財政状況の公表	財政課	34
2 行政コストの削減	51	ゼロ予算事業の実施	財政課	35
	52	徹底した事務事業の見直し	全庁	35
	53	分収林事業の見直し	森林整備課	35
	54	県の役割の明確化等による補助金等の見直し	財政課	36
	55	公共事業の効率化とコスト縮減	技術管理課	36
	56	県有財産総合利活用指針等に掲げた取組の着実な実施	管財課	37
3 歳入の確保	57	個人県民税徴収の促進と県税滞納額の縮減	税務課	38
	58	納税意識啓発のための税務広報の充実	税務課	38
	59	各種減免制度の見直し	税務課	38
	60	広告収入の確保の推進	行政改革推進室	39
	61	ふるさと納税の促進	税務課	39
	62	とちぎの元気な森づくり県民税の用途の検討	環境森林政策課	39
	63	未利用財産の処分及び貸付の推進	管財課	40
	64	使用料・手数料の適切な見直し	財政課	41
	65	滞納の未然防止及び管理体制の強化	財政課	41
	66	取組目標に基づく債権回収の強化	財政課	41
4 公営企業の自立経営に向けた取組の推進	67	企業局経営計画に基づく事業の実施	経営企画課	42
	68	県立病院改革プランに基づく経営改善の推進	医事厚生課	43

《原動力》スリムで活力ある執行体制の確立

推進項目		取組内容	課名	ページ
1 効果的で効率的な組織の整備	69	政策形成型組織の体制強化	人事課	46
	70	新たな行政ニーズや組織横断的な課題に対応する体制の強化	人事課	46
	71	広域自治体としての県の役割を踏まえた出先機関の見直し	人事課	47
	72	内部組織の見直し等による効果的で効率的な組織体制の構築	人事課	47
2 適正な定員管理	73	「とちぎ未来開拓プログラム」に基づく適正な定員管理	人事課	48
	74	「とちぎ未来開拓プログラム」期間終了後の適正な定員管理	人事課	48

	75	非常勤嘱託員・臨時補助員等の効果的な配置	人事課	48
3 意欲に満ちた人材育成の推進等	76	戦略的な人事配置による人材の育成	人事課	49
	77	他自治体や民間企業等との人事交流	人事課	49
	78	職員公募制度の充実	人事課	50
	79	人材育成型の人事評価システムの本格導入	人事課	50
	80	定年の段階的延長に対応した人事制度の見直し	人事課	50
4 給与制度等の見直し	81	定年の段階的延長に対応した給与制度の見直し	人事課	51
	82	技能労務職員の給与の見直し	人事課	51
	83	職員の給与の状況の分かりやすい公表	人事課	51
	84	旅費制度の見直しと旅費事務の効率化	人事課	52
	85	各種福利厚生事業の点検・見直し	職員厚生課・健康福利課・警察本部	52
5 事務処理の効率化、事務改善の推進	86	総務事務の効率的な処理の推進	行政改革推進室	53
	87	「ひとり改善」による事務処理の改善・効率化	行政改革推進室	54
	88	意思決定の迅速化・効率化	人事課	54
	89	総労働時間の縮減推進	人事課	54
	90	審議会等の一斉点検の実施	行政改革推進室	54
	91	県庁の温室効果ガス削減等の取組	地球温暖化対策課	55
	92	ペーパーレス化(紙の消費量削減)の推進	文書学事課	55
6 職員の意識改革と活力ある職場づくり	93	行財政改革推進の5つの視点の徹底	行政改革推進室	56
	再	全庁を挙げての「ひとり改善」の実施	行政改革推進室	56
	94	人を育てる職場風土の醸成	人事課・職員厚生課	57
	再	各職場単位での「県民サービス向上運動」の実施	行政改革推進室	57
	95	庁内LANの活用による全庁を通じたコミュニケーションの充実	行政改革推進室	57

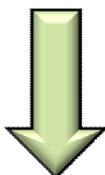
〔資料編〕

とちぎ行革プラン策定経過

1 策定の経過

策定方針

目的、推進期間など策定に当たっての基本的方針



県議会県政経営委員会
平成 22年 3月 12日

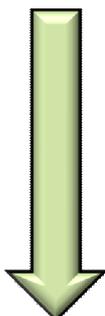
策定方針について報告

栃木県行政改革推進委員会 (平成 21年度第 2回)
平成 22年 3月 25日

策定方針について意見交換

基本的考え方 (概要)

目標、取組の方向など基本的考え方 (総論部分)



県議会県政経営委員会
平成 22年 6月 4日

基本的考え方 (概要) について報告

栃木県行政改革推進委員会 (平成 22年度第 1回)
平成 22年 7月 7日

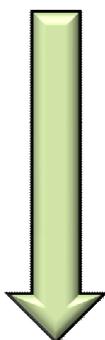
基本的考え方 (概要) について意見交換

県政世論調査
平成 22年 5月 17日 ~ 6月 8日

行財政改革に対する県民の意識・要望等を調査

各論検討項目

具体的な取組内容 (各論) として検討する項目



県議会県政経営委員会
平成 22年 10月 7日

各論検討項目について報告

県議会行政機構調査検討会
平成 22年 10月 12日

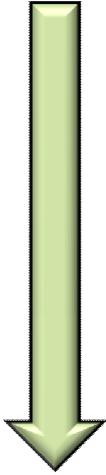
各論検討項目について報告

栃木県行政改革推進委員会 (平成 22年度第 2回)
平成 22年 10月 21日

各論検討項目について意見交換

とちぎ行革プラン(素案)

基本的考え方(総論)と具体的取組(各論)を取りまとめた素案



県議会県政経営委員会

平成22年11月8日

素案について報告

県議会行政機構調査検討会

平成22年11月10日

検討会報告書について、議長から知事へ申し入れ

栃木県行政改革推進委員会(意見照会)

平成22年11月11日

素案について意見照会(書面)

パブリックコメント実施

平成22年11月12日

素案について意見聴取

(平成22年11月12日~12月13日)

とちぎ行革プラン(案)

最終案



栃木県行政改革推進委員会(平成22年度第3回)

平成23年2月4日

最終案について意見交換

とちぎ行革プラン

栃木県行政改革推進本部決定(平成23年2月 日)

2 意見の反映等

(1) 県議会県政経営委員会への報告

策定の各段階で、県議会県政経営委員会に報告を行った。

報告経過

- ・平成22年3月12日
策定方針について報告
- ・平成22年6月4日
基本的考え方（総論部分）概要について報告
- ・平成22年10月7日
各論検討項目について報告
- ・平成22年11月8日
素案について報告

(2) 県議会行政機構調査検討会報告書

今後の組織・機構の見直しに当たり県議会に設置された「行政機構調査検討会」の報告書について、議長から知事に申し入れがなされた。（平成22年11月10日）

(3) 栃木県行政改革推進委員会

県内の学識経験者等で構成する栃木県行政改革推進委員会を開催し、助言をいただいた。

開催経過

- ・平成21年度第2回委員会 平成22年3月25日
策定方針についての意見交換
- ・平成22年度第1回委員会 平成22年7月7日
基本的考え方（総論部分）概要についての意見交換
- ・平成22年度第2回委員会 平成22年10月21日
各論検討項目について
- ・平成22年度第3回委員会 平成23年2月4日
最終案についての意見交換

(4) パブリックコメント

素案に対する意見募集（パブリックコメント）を実施した。

- ・実施期間 平成22年11月12日～12月13日
- ・提出意見数 5人から26件の意見

(5) 県政世論調査

行財政改革に対する県民の意識・要望などを的確に把握するため、毎年実施している県政世論調査において、「行財政改革について」と題し、以下の4項目について調査を実施

- (1) 行財政改革の進め方
- (2) 行政と民間との役割分担についての考え方
- (3) 評価する行財政改革の取組
- (4) 今後力を入れるべき行財政改革の取組

栃 木 県 行 政 改 革 推 進 要 綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、本県における行政改革を推進するために必要な事項を定めるものとする。

(行政改革大綱)

第2条 本県が取り組むべき行政改革の基本方針を定め、改革の具体的取組内容を明らかにするため、行政改革大綱(以下「大綱」という。)を策定するものとする。

2 大綱に掲げた取組について、適切な推進管理を行うとともに、推進状況について、県民に公表するものとする。

(行政改革推進本部)

第3条 大綱を策定し、これを推進するため、栃木県行政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

2 本部長には知事、副本部長には副知事、本部員には栃木県庁議規程(昭和45年4月1日制定)に基づく庁議を構成する者をもって充てる。

3 本部長は、大綱を推進する上で特別な事項について調査、検討等を行う必要がある場合に、検討会を置くことができる。

(行政改革推進連絡会議)

第4条 大綱の策定及び行政改革の推進に必要な庁内の連絡及び調整を行うため、栃木県行政改革推進連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

2 連絡会議の座長には行政改革推進室長、構成員には別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

3 座長は、連絡会議を総括し、必要に応じ会議を招集し、これを主宰する。

(行政改革推進委員会)

第5条 大綱の策定及び推進に当たっての助言を求めるため、栃木県行政改革推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、学識経験者等のうちから知事が委嘱する委員15人程度をもって構成する。

3 委員の任期は知事が別に定める。

4 委員会に会長及び会長代理を置き、会長は委員の互選により選出し、会長代理は会長が委員のうちから指名する。

5 会長は、会務を総理する。

6 委員会は、必要に応じ、知事が招集する。

(専門部会)

第6条 委員会に、専門的な検討等を行う必要がある場合に、専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に属する委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長が指名する。
- 4 部会長は、部会を招集し、会務を掌理する。
- 5 部会長は、必要に応じ、委員以外の学識経験者又は関係者等の出席を求めることができる。

(事務局等)

第7条 この要綱に基づく事務は、経営管理部行政改革推進室が処理する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成6年12月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年2月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

別表 1 (第 4 条 関 係)

総合政策課政策調整監 財政課総務主幹 人事課主幹
県民文化課総務主幹 環境森林政策課総務主幹 保健福祉課総務主幹
産業政策課総務主幹 農政課総務主幹 監理課総務主幹
会計局管理課長補佐(総括) 企業局経営企画課総務主幹
教育委員会事務局総務課総務主幹 警察本部警務部警務課次長
議会事務局総務課長補佐(総括)
人事委員会事務局総務課長補佐(総括)
監査委員事務局監査課長補佐(総括)
労働委員会事務局審査調整課長補佐(総括)

栃木県行政改革推進管理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、栃木県行政改革推進要綱(平成6年12月22日制定。以下「要綱」という。)に基づき、行政改革の推進管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(推進管理の方法)

第2条 各部長は、要綱第2条第1項に規定する行政改革大綱に掲げられた推進項目のうち所管するものについて、行政改革推進管理表(別記様式)を策定して進行管理を行うものとする。

2 経営管理部長は、行政改革大綱全般について総合的な推進管理を行うものとする。

(推進状況等の報告)

第3条 各部長は、当該年度の実績及び次年度の計画等について、その翌年度の4月20日までに行政改革推進管理表により経営管理部長に報告するものとする。

(推進状況等の公表)

第4条 経営管理部長は、行政改革の推進状況等について、必要に応じて、行政改革推進本部及び行政改革推進委員会に報告するとともに、広く県民に公表するものとする。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成10年2月17日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成20年1月8日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年1月19日から適用する。

これまでの行政改革大綱に基づく取組の概要

<p><平成 6～ 9年度></p> <p>栃木県 行政改革大綱</p>	<p><平成 10～ 12年度></p> <p>栃木県 行政改革大綱 (第 2期)</p>	<p><平成 13～ 17年度></p> <p>栃木県 新行政改革大綱</p>	<p><平成 18～ 22年度></p> <p>栃木県 行財政改革大綱</p>
<p>事務事業の見直し</p>			
<p>事務事業の休廃止等 587件</p> <p>補助金の休廃止等 284件</p>	<p>事務事業の休廃止等 237件</p> <p>補助金の休廃止等 248件</p> <p>投資的経費抑制</p>	<p>事務事業の休廃止等 387件</p> <p>補助金の休廃止等 251件</p> <p>公共事業のコスト縮減</p>	<p>事務事業の見直し 1,622件</p> <p>補助金の休廃止等 241件</p> <p>県債発行額抑制 投資的経費 5%/年以上削減</p> <p>公共事業のコスト縮減 15%のコスト縮減 (H22年度目標)</p>
<p>組織の見直し</p>			
<p>保健所と福祉事務所の統合による健康福祉センターの設置 8事務所 1支所</p>	<p>農務部関係の組織改編 本庁 3課・室 出先 28事務所</p>	<p>競馬事業の廃止 競馬事務所の廃止 大阪事務所の廃止</p>	<p>環境部門と林務部門の統合・再編 市町村合併の進展に伴う出先機関の見直し 県税事務所・農業振興事務所・土木事務所・教育事務所の一部を統合 青少年教育施設の廃止 青年の家： 2 少年自然の家： 3</p>
<p>人事管理の見直し</p>			
<p>定員管理の適正化 一般行政部門： 101人 (H6.4.1～ H10.4.1の削減人数)</p>	<p>定員管理の適正化 一般行政部門： 174人 (H10.4.1～ H13.4.1の削減人数)</p>	<p>定員管理の適正化 一般行政部門： 252人 (H13.4.1～ H18.4.1の削減人数)</p>	<p>定員管理の適正化 一般行政部門： 418人 (H18.4.1～ H22.4.1の削減人数)</p>
<p>事務の効率化</p>			
<p>出先機関への権限移譲</p>	<p>市町村への権限移譲 77法令 715項目 (H12.4.現在)</p> <p>公共事業評価の導入</p>	<p>市町村への権限移譲 87法令 1,185項目 (H17.4.現在)</p> <p>出先機関への権限移譲 40法令 183項目</p> <p>行政評価手法の導入・活用</p>	<p>市町村への権限移譲 126法令 2,146項目 (H22.4.現在)</p> <p>新たな政策評価の実施</p>
<p>その他の取組</p>			
<p>外郭団体等の見直し</p>	<p>情報公開条例施行 旅券センターでの 旅券日曜日交付開始 外郭団体等の見直し</p>	<p>パブリックコメント 制度の導入・活用 46件 (13～ 16年度)</p> <p>NPOセンターの設置、運営 外郭団体等の見直し</p>	<p>指定管理者制度導入 県出資法人等の見直し</p>

行政改革大綱に基づく取組状況

平成6年度～平成9年度

栃木県行政改革大綱（平成7年10月策定）

〔改革の視点〕

事務事業の見直し
行政組織の見直し
人事管理の見直し
事務処理の効率化

【主な実績】

(1) 「事務事業の見直し」に関する事項

事務事業の整理合理化(6～9年度)

- ・1係1改善など職員提案等による全庁的な事務事業の見直しを実施

補助金等の整理合理化(6～9年度)

事務事業の休廃止等：587件 / 補助金の休廃止等：284件 115.5億円

(2) 「組織の見直し」に関する事項

本庁・出先機関の組織・機構の見直し

- ・県民生活部福祉部門と衛生環境部保健医療部門を統合し、「保健福祉部」を設置するとともに、福祉事務所8所と保健所10所1支所を健康福祉センター10所（広域5所、地域5所）に再編（8～9年度）
- ・新たな県民生活行政と総合的な環境行政を推進するため、「生活環境部」を設置（8年度）
- ・財務会計システムの導入に伴い出納局の体制を整備し、出納事務所9所を廃止（7年度）

(3) 「人事管理の見直し」に関する事項

定員管理と給与の適正化の推進(6～9年度)

- ・職員定数を据え置きながらスクラップ・アンド・ビルドを基本とした人員の適正配置を実施

推進期間中における増減(H6.4.1 H10.4.1)

一般行政： 101人 / 教育： 543人 / 警察： +117人 / 公営企業： +2人
公営企業は、病院・企業庁・下水道・公営競技などに従事する職員

職員の能力開発等の推進

- ・種・種試験を統合した新たな職員採用試験制度を実施（9年度）

(4) 「事務処理の効率化」に関する事項

行政の情報化の推進(6～9年度)

- ・情報通信技術を活用した事務処理の効率化や高度化を実施

出先機関に対する権限移譲等の推進(6～9年度)

- ・県民に身近なサービスの出先機関への権限移譲を実施

〔改革の視点〕

- 事務事業の見直し
- 行政組織と人事管理の見直し
- 分権の推進と県民に開かれた県政
- 事務処理の効率化と県民サービスの向上

【主な実績】

(1) 「事務事業の見直し」に関する事項

施策・事務事業の整理合理化(10～12年度)

- ・全庁的な事務事業の見直し、補助金の休廃止等を実施

事務事業の休廃止等：237件 90.1億円 / 補助金の休廃止等：248件 68.3億円

健全な財政運営の確保(10～12年度)

- ・投資的経費の抑制と併せ、一般財源キャップ[°]制等により経費を縮減

(2) 「行政組織と人事管理の見直し」に関する事項

組織機構の見直し

- ・農務部の本庁及び出先機関の全般にわたる組織改編を実施(12年度)

8課44出先機関 7課1室17出先機関

- ・担当グループ制の導入・拡大(11・12年度)

知事部局本庁 239係43担当(10年度) 200担当(12年度)

外郭団体等の見直し(10～12年度)

- ・見直し方針に基づき、統合再編(30 24団体)、効率化等を促進

定員管理と給与の適正化の推進(10～12年度)

- ・定員適正化計画(H10.4 H13.4:一般部門約 3%,約 170人)を策定

推進期間中における増減(H10.4.1 H13.4.1)

一般行政：174人 / 教育：577人 / 警察：6人 / 公営企業：+122人

- ・特殊勤務手当及び給料の調整額全般にわたる見直しを実施(12年度)

(3) 「分権の推進と県民に開かれた県政」に関する事項

県民参加による県政

- ・審議会等の会議の原則公開を実施(10年度)

- ・審議会等委員の一般公募制を導入(11年度)

- ・栃木県情報公開条例を施行(12年度)

市町村との連携の強化と支援の充実

- ・県・市町村権限移譲等検討会議を設置し、計画的・段階的に本県独自の市町村への権限移譲を推進 19法令127項目(11・12年度新規移譲事務)

(4) 「事務処理の効率化と県民サービスの向上」に関する事項

情報化と事務処理の効率化の推進(10～12年度)

- ・マロニエ21ネット(庁内グループウェア)を活用した事務処理の効率化を推進

出先機関への権限移譲と県民サービスの向上

- ・旅券センターでの旅券日曜日交付を開始(12年度)

平成13年度～平成17年度

栃木県新行政改革大綱（平成13年3月策定・平成14年3月改訂）

〔改革の目標〕

地方分権型社会にふさわしい行政システムの構築を目指して

〔改革の視点〕

- 変革の時代への的確な対応
- 県民に開かれた県政の推進
- 県民満足度の向上
- 成果の重視
- 簡素・効率化
- 規制改革の推進
- 健全な財政運営の確保

【主な実績】

(1) 効果的、効率的な業務の推進

行政評価手法の導入・活用（13～17年度）

- ・とちぎ政策マネジメントシステムの導入と有効活用
- ・公共事業等の事前・再評価システムの導入・活用

事務事業の見直し

- ・全庁的な事務事業の見直し実施（13～17年度）

事務事業の休廃止等：387件 139億円（13～17年度）

- ・競馬事業について、場外馬券発売を除き16年度末で廃止

民間委託等の推進（13～17年度）

- ・業務外部委託基本指針に基づく外部委託等の推進

公共施設の管理運営の見直し（13～17年度）

- ・県有施設現状評価システムの活用による公共施設の効率的な管理運営の実施（15年度～）
- ・指定管理者制度を導入する施設について、18年4月導入に向けて各設置及び管理に関する条例の改正など所要の手続きを実施 41施設

(2) 分権時代に対応した行政組織の整備、人員管理の適正化と職員の意識改革

県政の政策課題に対応した行政組織の整備（13～17年度）

・環境行政部門の充実、産業振興のための商工行政部門の見直しなど行政組織の整備 など
適正な定員管理

- ・新定員管理計画（H13～22年度 260人）に基づく適正な職員配置

推進期間中における増減（H13.4.1～H18.4.1）

一般行政：252人 / 教育：410人 / 警察：+402人 / 公営企業：+37人

職員の意識改革・能力向上の推進（13～17年度）

- ・ひとり一改善の実施など職員の意識改革の推進
- ・民間企業、市町村、国などへの交流派遣、派遣研修の実施

外郭団体の見直し（13～17年度）

- ・外郭団体指導指針に基づく外郭団体の見直し

(3) 市町村重視の県政の推進

市町村への権限移譲（13～17年度）

- ・市町村への積極的な権限移譲 87法令1,185項目（17年4月1日現在）

市町村合併や広域行政の支援（13～17年度）

- ・市町村合併支援プランによる市町村合併の支援
- (4) 県民に分かりやすく開かれた県政の推進
 - 情報公開の総合的な推進と説明責任の徹底（13～17年度）
 - ・政策マネジメント等政策形成過程情報の提供も含めた情報公開の徹底
 - ・公募による県民と知事との対話集会等広聴広報制度の充実強化
 - 県民参加による自主性の高い県政の推進
 - ・パブリック・コメント制度の導入・活用 46件（13～16年度）
 - ・公募制の有効活用など審議会等の活性化（13年度～）
 - 規制改革の推進（13～17年度）
 - ・規制改革推進指針に基づく規制改革の推進
 - ・申請・届出手続の簡略化 約400事務（14～16年度）
- (5) 県民サービスの向上と電子県庁の推進、民間活動との協働
 - 県民サービスの向上（13～17年度）
 - ・県民に利用しやすい開館日、開館時間の設定など県民利用施設等のサービス向上
 - ・出先機関への権限移譲 40法令 183項目移譲（13～16年度）
 - 電子県庁の推進（13～17年度）
 - ・公共事業の電子入札システムの運用開始 53件（16年度）
 - ・電子申請受付システムの実施 49手続（16年度）
 - NPO等民間活動との協働関係の構築（13～17年度）
 - ・NPO等民間活動との協働のための環境整備
 - 栃木県社会貢献活動促進に関する条例の制定（14年度）
 - NPO法人向け融資制度の創設（16年度）
 - ・とちぎボランティアNPOセンターの設置、運営（15年度～）
- (6) 財政運営の健全化
 - 中期的視点に立った財政運営（13～17年度）
 - ・プライマリーバランスの均衡
 - 平成15、16年度決算でプライマリーバランスが均衡
 - ・財政の現状等について積極的に公表
 - 財政構造改善のための取組の推進（13～17年度）
 - ・当初予算の県債依存度が前年度を上回らないことを目標とした財政運営（15年度を除き達成）
 - 歳出抑制のための取組の推進
 - ・一般行政経費の削減 約480.1億円（13～17年度）
 - ・公共事業のコスト削減 約372億円（13～17年度）
 - ・補助金の休廃止 251件 約78.2億円（13～17年度）

〔改革の目標〕

- 県民中心の開かれた行政の推進
- 協働の推進と県の役割の重点化
- 簡素で効率的な執行体制の確立
- 持続可能な財政基盤の確立

【主な実績】

(1) 県民中心の開かれた行政の推進

適切な政策評価と説明責任の徹底

- ・新たなとちぎ政策マネジメントシステムの導入と有効活用(18～22年度)
- ・公共事業事前評価システム・再評価システムの対象事業の拡充(18・19年度)、事後評価システムの導入(20年度)、各評価システムの統合(21年度)
- ・新本庁舎2階に整備された「県民プラザ」で行政資料の閲覧等を開始(19年度～)

県民参加と透明性の向上

- ・パブリック・コメント制度の活用 59件(18～21年度)
- ・審議会等の公募委員の拡充 99名(18～21年度)
- ・公共事業における「総合評価落札方式」の対象案件を拡充(18年度～)

電子県庁の推進

- ・セキュリティ監査を実施(18年度～)
- ・公共事業における電子入札の対象を、随意契約を除く全ての入札に拡大(19年度)

規制改革の推進

- ・栃木県規制改革推進指針を改定(18年度)
- ・規制に関する提案窓口を設置(18年度)

県民サービスの向上

- ・全庁を挙げて県民サービス向上運動を実施(18年度～)
- ・自動車税のコンビニエンスストアでの納税を開始(19年度～)

(2) 協働の推進と県の役割の重点化

市町村への権限移譲と連携強化

- ・市町村への積極的な権限移譲 126法令2,146項目(22年4月1日現在)
- ・県と市町村が協働で税の徴収を行う「地方税徴収特別対策室」を設置(19年度)

多様な民間活力の活用

- ・栃木県民間活力活用指針を策定(19年度)
- ・がんセンターで民間活力を利用した省エネルギーの取組(ESCO事業)を実施(18年度～)

事務事業の見直し

- ・全庁的な事務事業、補助金の見直し実施
22年度にとちぎ未来開拓プログラムに基づく見直しを実施

事務事業の見直し：1,622件 211.9億円 / 補助金の休廃止等：241件 55.9億円

県有施設の管理運営の見直し

- ・公の施設の指定管理者制度に関する運用指針を策定(19年度)
- ・指定管理者制度の導入 44施設(22年4月1日現在)

県出資法人等の見直し

- ・特定指導法人の見直し基本方針を策定(19年度)
- ・特定指導法人の見直し基本方針を改定(22年度)

(3) 簡素で効率的な執行体制の確立

本庁組織や出先機関の再編

- ・総合政策部・県民生活部・環境森林部を設置(19年度)、財産活用推進室・いちご研究所を設置(20年度)、消費者行政推進室(消費生活センター)を設置(22年度)
- ・健康福祉センター環境部と林務事務所を統合し、環境森林事務所を設置(20年度)、県税事務所・農業振興事務所・土木事務所・教育事務所の一部を統合(22年度)

適正な定員管理

- ・定員管理計画に基づく適正な職員配置

推進期間中における増減(H18.4.1 H22.4.1)

一般行政： 418人 / 教育： 619人 / 警察： +122人 / 公営企業： +26人

人材育成・能力向上の推進

- ・人事評価システムの試行(18年度～)

給与制度や福利厚生の見直し

- ・特殊勤務手当及び給料の調整額について総合的な点検を行い、見直しを実施(19・20年度)
- ・職員互助会等に対する県費負担を廃止(21年度～)

事務処理の効率化、事務の改善

- ・職員提案制度である「ひとり一改善」を実施(18年度～)
- ・内部管理事務の効率化を図るため、総務事務効率化基本方針を策定(21年度)
- ・ペーパーレス化の推進：

コピー用紙・印刷機用紙の総使用枚数 59,443千枚(20年度 15年度基準から 16.9%)

(4) 持続可能な財政基盤の確立

自律的な財政運営に向けた取組の推進

- ・とちぎ未来開拓プログラムを策定(21年度)

歳出抑制のための取組の推進

- ・県単補助金を縮減、合理化(19年度：326件 22年度：298件)

安定した税収入等の確保

- ・県税事務所職員の併任による市町村と連携した滞納額の縮減取組を実施(20年度～)
- ・広告による収入確保 27,708千円(18～21年度)
- ・ネーミングライツ収入 100,000千円(20～24年度)
- ・未利用財産の売却 1,678百万円(18～21年度)

公営企業のあり方の見直し

- ・企業局経営評価委員会による業績評価を実施・公表(19年度～)
- ・県立3病院について、21年度から3カ年の「改革プラン」を策定(20年度)し、経営全般にわたる経営改善を実施(21年度～)

栃木県経営管理部行政改革推進室

〒320-8501

栃木県宇都宮市埜田1-1-20

TEL 028(623)2225

FAX 028(623)2228

E-mail gyokaku@pref.tochigi.lg.jp

『とちぎ行革プラン』は、
栃木県ホームページでも御覧になれます。

ホームページ <http://>